

# 中国モデルと格差（\*）

陳 雲  
森 田 憲

## はじめに

中国の改革開放は、30年余り経過し、光と影の双方が膨らんできた。それとともに「中国モデル」に関する意見が対立しているのが現状である。

総じて言えば、「中国モデル」は、政府主導、輸出指向、高成長などの特徴を持ち、その意味では、「東アジアモデル」に似通った一面を示している。しかし、最も大きな相違点は「成長の共有」の有無にあると言ってよい——中国モデルは「高成長・低共有」という特徴を鮮明に現しているのである。1990年代以降、政治改革の相対的停滞により、一次分配と二次分配における格差構造の硬直化が進んだ。いわば、旧体制及び新たに生成した「特殊利益団体」の壁が厚く、改革が膠着状態に陥っていると言える。

格差問題は、一体なぜ重要なのだろうか。それは、「人間の発展」に照らしてみても、「格差」が最も基礎的な指標だからである。同時にまた、格差問題は社会的公正の代理指標でもあって、他の要因との間に相乗効果を生み出し、経済発展（内需不足）や社会的安定（腐敗に対する忍耐力の低下、公民権運動の高揚）に深く関わっている。従って、「成長の共有」なくして、経済の持続可能な発展はあり得ず、また権威主義の政治的合法性も著しく毀損されることになるだろう。

国民の豊かさにつながらない発展モデルは、持続可能か否か疑わしい——ミクロ的に見ると、最終的に個人（家計部門）に帰属することとなる資源（所得、福祉サービス）こそ、個人が発展モデルに対する態度および行動パターンを決める要因となる。不満な場合には、人口移動や資源の移転という「足による投票」行動が大量に発生し、モデルの破綻を招きかねない。

漸進主義改革路線をとった中国モデルは、一応の成功を取めたが、「高成長・低共有」という中国モデルの明らかな弊害を克服するためには、「政経分離」の改革から「政経合体」の改革に変え、「経済のロジック」を「権利のロジック」へ進化させる努力が必要である。

本稿は、そうした中国モデルの課題を念頭に置き、「高成長・高共有」への転換に至る道筋を適切に捉えてみようとする試みである。

以下、本稿は次のような構成で進められる。第1節では、経済発展の動因を探ることとし、とりわけ制度の後進性による「後発的不利益」、「法統論」等への言及を通じて、問題の所在を明らかにしていく。第2節では、これまでの中国の発展モデルを二段階に分け、それぞれの段階における開発特徴を考察し、「政経分離」式開発から「政経合体」式開発への転換が迫っていることを指摘する。第3節では、格差の状況を詳細に検討し、対策の在り方を考えてみることにする。

## 第1節 経済発展の動因

最近、中国経済は二桁の高い経済成長率から概ね7.5%前後に低下すると同時に、格差問題や環境問題の一層の悪化が懸念されている。また近年では、不動産バブルと地方債務問題がマクロ経済に影を落とし、経済の先行きに不透明感が増大している。

中国経済は持続可能な発展軌道に乗ることが出来るだろうか。本節では、経済成長の駆動力を振り返ってみよう。

概して言えば、経済成長理論は、資本重視から技術重視、人的資本重視、そして制度重視の方向へ変化してきた。そして、一定の社会構造の下で（非正式制度と正式制度の共同作用によって）「社会資本」<sup>1</sup>（信頼が、その主要な「産出」である）が発生する。

このうち、制度は社会という土壌に根づく存在である。アダム・スミスの時代のヨーロッパにおいても、13世紀以降の資本主義の成長と制度革新の間にはダイナミックな相互作用が存在した。経済的繁栄の裏には、必ずや資本・技術・人的資本および制度の好循環が存在するのである（図1）。ただし、中国は「発展途上国」でありかつ「体制移行国」であるという二重の課題を強いられ、しかも発展のプロセスが濃縮されているため、「合成の誤謬」(Fallacy of Composition)<sup>2</sup>あるいは「分解の誤謬」(Fallacy of Division)<sup>3</sup>がたびたび生じることが特徴である。

しばしば指摘される通り、外延的成長（あるいは粗放型成長）に分類され得る「中国モデル」を内発的成長（集約的成長）へと変える必要があり、そのためには制度の再構築が課題となる。それでは、制度改革の方向性とは一体何だろうか。現代国家において、「法によるガバナンス」が主張されるが、一体どのような「法」が現代社会の精神に相応しいものなのだろうか、本節の最後に、東西法統の相違性および改革の方向性を示してみることとする。

### 1. 国富論から新制度派経済学へ

経済成長の原動力に関する研究の源を探ると、アダム・スミスの『国富論』にたどり着く（Adam Smith 2000/1776）。スミスによれば、富の成長には二つの原動力があるという。一つは貯蓄を通じた資本形成であり、もう一つは社会的分業体制である。

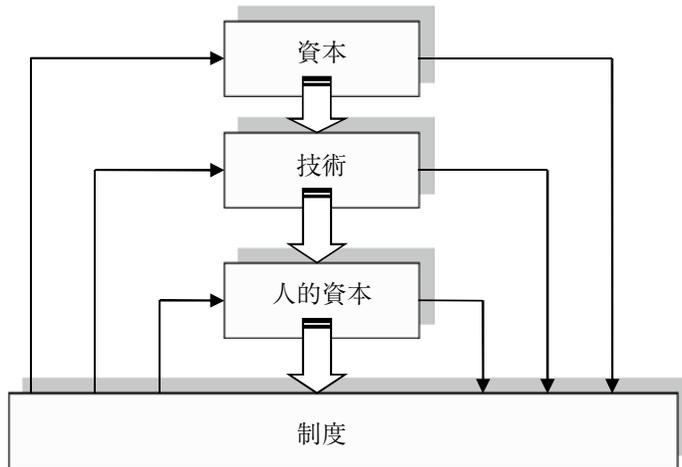
更に、市場メカニズムは、競争原理と情報伝達システムの発達により、経済的効率を向上させ

<sup>1</sup> 本稿では、'Social Capital' を「社会資本」と訳して用いることとする。なお、他の訳語としては、「人間関係資本」、「市民社会資本」等が使われることがある。言うまでもなく、同じ意味を表している。

<sup>2</sup> ポール・サミュエルソンによって用いられた用語である。個々の「部分的には理性的に見える」決定が、それらを合わせると、大きな誤謬を生むかもしれないという現象を現す。例えば、ある粗末な屋外映画館で観客は地面に座って映画をみている。そこで、前の列の観客が良くみえるように、背を伸ばして映画をみると、後ろの人はその影響で立つことになる…その連鎖で、会場全体が立ってしまう。しかも、後ろの人は依然として良くみえない。このように、個々の人々のコストは増えたが、社会全体の厚生は増えていない。これがいわゆる「合成の誤謬」である。それでは一体どうしたらいいだろうか。サミュエルソンの主張によると、公共の厚生改善には様々な設計（制度の進化）が求められるということである。例えば、上述の悪循環を止めるには、円形型階段式の劇場設計が問題の解決になるだろう。

<sup>3</sup> 「合成の誤謬」とは反対に、「分解の誤謬」も存在する——ある集合体全体が持つ特徴が、必ず個々の部分にも適用されるかというところではない、というケースである。本稿のテーマにそって例えていえば、「中国が豊かになった」という集合概念を、そのまま「中国の国民はみな豊かになった」へ、演繹することは出来ない。

図1 資本・技術・人的資本及び制度



出所：筆者作成。

る。新古典派経済学は、資源配分の効率性の問題に最大の関心を寄せてきた。

1950年代末、ロバート・ソローは「技術促進論」を展開した。ソローは、経済成長に寄与する従来の生産要素（労働および資本）の他に、全要素生産性（Total Factor Productivity, TFP）すなわち「ソロー残差」という概念を提出し、新たな経済成長モデルを構築した。なお、TFPの中身は、（労働及び資本の「残差」であり）技術進歩、組織進化、専門化など広範囲にわたっている。

しかし、技術促進論は資本促進論と同様に、「物的要素」重視論と見なされ得る。1960年、セオドア・シュルツは斬新な「人的資本論」を提出した（舒而茨1990）。シュルツは、経済発展に影響を与える諸要素のうち、人的資本が鍵を握っていると指摘し、1929-1957年におけるアメリカの教育投資が経済成長に与える影響を定量的に分析した。その結果によると、初等・中等・高等各レベルにおける教育投資の平均収益率は17%であり、教育投資の成長がもたらす収益は、労働所得増加の70%、国民所得増加の33%を占めたのである。すなわち、人的資本投資は最も収益性の高い投資と言える。

この理論を用いて、シュルツは更に第二次世界大戦後のドイツや日本の経済復興及び高度成長の軌跡を上首尾に解釈した。戦争が両国の物的資本を破壊したとはいえ、人的資本の水準の高さによって、「知識効果」と「非知識効果」を通じて、高い技術水準と高い経済効率を確保出来たのである。結論として、シュルツは、人的資本の育成のための教育、健康や衛生などへの投資の重要性を主張した。

1980年代後半、ケネス・アロー、ポール・ローマー、ロバート・ルーカス等が、技術進歩と知識の累積を、安定的かつ持続可能な経済成長の決定要因として論じ、「新経済成長理論」を提唱した。新経済成長理論は、政府による教育促進、知的財産権保護、研究開発費補助などの公共政策を促し、従来の「技術促進論」や「人的資本論」に共通する側面を持つと同時に、その後活発に論じられることとなる「新制度派経済学」とも接点を有する。

1990年代、「取引費用」への斬新な解釈を切り口として、「新制度派経済学」が脚光を浴びるようになった。市場メカニズムと資源配分の有効性を規定する要因として、制度の問題が研究の中心となった。新制度派経済学は、1990年代の中国の学界において、熱烈な反響を呼んだのである。

なぜなら、現代国家としての中国の再建は、「制度の再建」に帰結出来るからである。実際に、ダグラス・ノースは、「経済成長の決定要因は制度であり、技術ではない」と述べている（North 1976）。効率的な経済組織こそ経済成長の鍵だと言う主張である。それは西洋世界の繁栄の秘訣でもある。

制度の役割は、様々な社会的活動を展開する際の不確実性の減少にあると言える。効率的な制度とは、取引費用の軽減すなわち「効率的な生産」との交換を意味する。それでは、経済的パフォーマンスに影響する制度は、どのような特徴を持つのだろうか。

(1) 制度はインセンティブだということである。私有財産権の保護は、一種の積極的なインセンティブであり、その結果として、個人が自らの収益最大化のための努力を行うことが社会的収益の最大化にもつながっている。

(2) 制度の規定は、人々の行動を構造化させる機能を持つということである。計画経済体制と市場経済体制における人々の構造的な「行動パターン」は当然異なる。すなわち、先に述べた資本・技術・人的資本の可能性を著しく制限するのは、それらの要素を取り巻く制度的枠組みである。

(3) 一般的に言えば、制度は安定的な性質を備えているが、環境に応じて変化することもまた常態だということである——留意すべきことは、競争的環境に置かれる制度（例えば競争的市場における企業制度）は、「進化」の道をたどるということである。例えば、改革開放以降の中国は、それまでの経済停滞から脱却していくプロセスの中で、制度的変革を伴ったのである。

(4) 制度は「正式制度」と「非正式制度」に分類可能だということである。前者の代表は法律であり、それは「契約精神」の基本的保障である。法律の供給者は国家すなわち政治システムだが、政治家や官僚も「理性的経済人」であるがゆえに、「チェック・アンド・バランス」に基づく憲政の樹立は公正な法律作りを保障することとなる。後者の代表例は「社会資本」である。社会資本は、信頼のネットワークを通じて、取引費用の軽減に貢献する（この点は後述）。

## 2. 資本、技術、人、制度の相互関係

### (1) 私有制と現代国家の起源

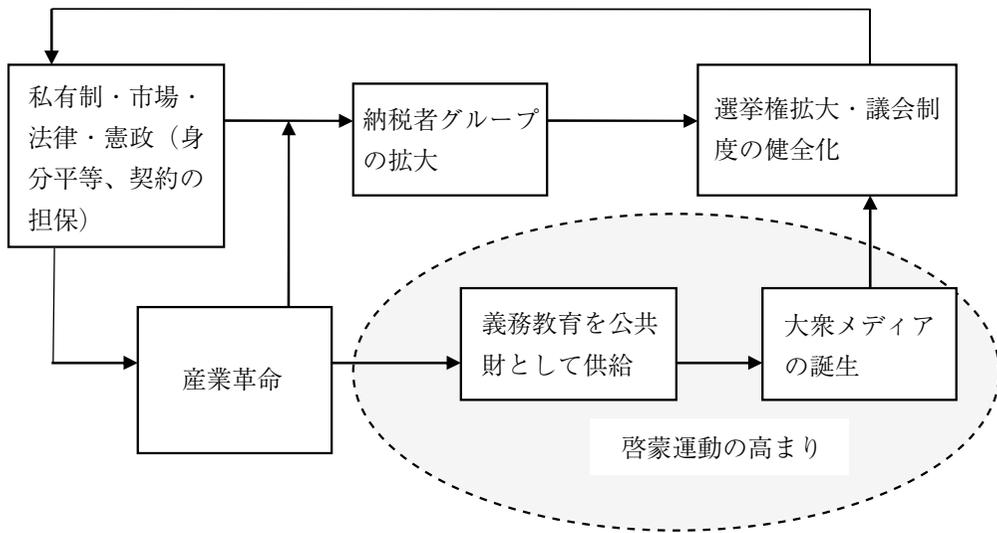
前節で述べたように、経済成長理論は、資本重視から技術重視、人的資本重視、そして制度重視の方向へ変化してきた。それでは、資本、技術、人、制度といった要素の相互関係はどうだろうか。図2は、私有制と現代国家の起源のプロセスにそって、それら諸要素間の関係を考察したものであり、そこでの主張は次の通りである。

(1) 私有制は、社会発展の基礎である。新制度派経済学が強調する「財産権保護」が、私有制社会を前提にしたものであることは自明である。そもそも、「私有財産は神聖で不可侵である」と言う考え方は、公民権の基礎であると言ってよい。

(2) 私有制の拡大は富の拡大を促し、より多くの人々が納税者の範疇に入るのは必至である。このプロセスの中で、産業革命という技術の飛躍的進歩が富の飛躍的な増大をもたらし、次のような一連の構造的変化を誘発するのである。

まず第1に、技術の発展による生産方式の変革（機械化生産方式の確立）は、労働力の生産性（人的資本）に高い要求を突きつけることになった。その結果として、識字を始めとする「義務教育」が、公共財として国家によって供給されるようになった。その延長線上に、識字率の増大

図2 私有制と現代国家の起源



出所：筆者作成。

に伴って、大衆メディアが一種の「ビジネス」として登場した。そして、大衆のニーズをどんどん吸収するメディアは、次第に「第四の権力」としてパワーアップした。現代国家へ邁進するための社会的動員が一層勢いを増したのである。

第2に、産業革命による生産効率の向上は、富の飛躍的な増大をもたらした。納税者の人数が膨らむ中で、市民による政治への参加を求める運動も高まった。それは「選挙権の拡大」へ発展していく。

第3に、社会的思潮の側面において、17-18世紀にまたがる「啓蒙運動」の勃興は、偶然ではなく、むしろ産業革命前後の社会的背景と深く関わるものだという事である。啓蒙思想家たちは時代の先駆けとして、経済的及び社会的ガバナンスに関わる問題と解決策を模索し、「社会契約論」と「理性主義」という時代のニーズを反映する価値観へと収斂させることとなった。

ここで、一つの重要な問題が浮上する。「理性主義」とは一体何か、ということである。周知の通り、個々の人々の中には、「理性的経済人」という「個人的理性」が存在する。そうだとすれば、このような個人的理性と啓蒙運動が提唱する「理性主義」との間に、どのような関係及び相違が存在するのだろうか。

個々の人々の中にもそもそも存在する「個人的理性」は「自然状態」と言えよう。自然状態の下での個人的理性は、自己収益の最大化を求めて激しくぶつかりあい、様々な問題が惹起される——個人間の小さな争いから国家間の戦争まで。サミュエルソンの言う「合成の誤謬」現象の発生である。つまり、「個人的理性」(自己利益の最大化を求める「理性的経済人」)の単純な合成は、そのまま「社会的理性」<sup>4</sup>(社会的厚生最大化)にはならない。それどころか、相互にダメージを与え合う結果となる。

平和と発展に向けての「協力ゲーム」の構築は、長い間人間社会が直面した基本的かつ深刻な

<sup>4</sup> ここで言う「社会的理性」は「協力ゲーム」における「集団的理性」(Collective Rationality)と似通っている。

課題に違いない。王権時代に築かれた制度が、この「合成の誤謬」を解決するのに有効でないということは、歴史と現実によって証明されている。新制度への模索は、啓蒙運動の使命となった。

「啓蒙運動」は、伝統的な国家が現代国家に変わる前のいわば「洗礼の儀式」である。社会的厚生における「パレート改善」の実現には、「理性主義」という社会的理性観の浸透及び「社会契約」という斬新な制度的枠組みの導入が必要である。

従って、「理性主義」とは、「個人的理性」と区別される「社会的理性」と理解してよい。社会契約論に基づく憲政はその現われである。社会的理性は、国内の平和と発展を実現するために不可欠な前提条件であると同時に、平和的な国際秩序の実現にも、不可欠な条件となる。啓蒙運動とほぼ同時代の1648年に、西欧諸国の間に「ウェストファリア条約」(the Peace Treaty of Westphalia)が締結された。平和的な国際秩序を保つために、国民国家同士が互いに「主権を尊重し合うこと」が原則として確立されたのである。

このように、私有制と現代国家構築のプロセスの中で、技術的要素(産業革命)、人、制度のダイナミックな関係が現れた。しかし、そのことは物語の半分に過ぎない——産業革命のような「技術革命」が、なぜ最初にイギリスで成功したのか、技術の飛躍的な進歩の背後に制度がどのような役割を果たしたのか、が検討されなければならない。前述した新制度派経済学の論者たちは、この事実に関心を持ち、追跡を行ったのである。

事実、「改良主義」の伝統を持つイギリスの憲政への道は、1215年の「大憲章」に遡ることが出来る。1688年の「名誉革命」より470年も前のことである。そして、産業革命前のイギリスで、すでに知的財産権保護に関する法律が誕生している。

歴史上のベニス共和国は、資本主義の芽生えに伴って、世界最初の「知的財産権保護」の法律作りにより出した。1474年、世界最初の特許法がベニスで制定され、その名称は「発明者条例」(Inventor Bylaws)であった。この法律によると、「他の人々がそれまでにない巧みな機械装置を発明し生産する前に、市政府機関で登録すべきである。それによって他の人々は、10年以内に、発明者の許可なしに類似品を製造することは出来ない」と言う趣旨の内容が規定されている。

しかし、それよりはるかに影響が大きかったのは、1623年にイギリスで誕生した「独占法」(Statute of Monopolies)であった。当該法は現代特許法の元祖とも言われる。引き続いて、1710年に、世界最初の「著作権法」(Statute of Anne)もまたイギリスで誕生した。

法律による「知的財産権」保護は、技術的イノベーションに有利な要因の多いイギリスに効果的に働いたことは言うまでもない。すなわち、産業革命のような「技術革命」が、イギリスで最初に成功したことは決して偶然ではない。産業革命は、制度の「先発的利益」がもたらした果実である。言い換えれば、先発国イギリスの成功とは、「立憲経済学」の成功である。

他方、後発国である中国の発展の経路において、後発的利益と不利益の葛藤が存在する。

## (2) 「中所得国の罌」と「後発的不利益」

中国では近年、「中所得国の罌」について、盛んに議論が行われている。新興市場国は1人当たりGDPが1,000ドルという「貧困の罌」を突破してから、テイクオフの段階に入る。ラテンアメリカや東南アジアの国々で観察されたように、1人当たりGDPが3,000ドルを超えると、多種多様な社会的矛盾が集中的に顕在化する時期に入る。制度・政策の変革がそれに追いつかなければ、経済発展が挫折し、長期的な停滞に陥ってしまう。これが、いわゆる「中所得国の罌」である。

その間に発生する構造的問題とは、例えば、(ア) 発展モデルの転換が遅れ、労働生産性の向上が緩慢となること、(イ) 金融システムが脆弱であり、金融危機に遭遇すると実体経済が深刻なダメージを受けること、(ウ) 所得分配が不公平であり格差が大きいこと、(エ) 政府の効率が低下し、腐敗が蔓延してしまうこと、などが挙げられる。

2013年、中国の1人当たりGDPは6,094ドルに達している。すなわち、中国も中所得国の仲間入りを果たしたのである。それでは、中国も「中所得国の罌」にはまるのだろうか、罌から脱出する秘訣は一体何だろうか。

アジア地域において、格好な比較対象が存在する。日本、台湾、韓国などの「東アジアモデル」地域が「成功グループ」であるのに対して、「東南アジアモデル」地域は「罌にはまったグループ」なのである<sup>5</sup>。そして、明暗を分けた分岐点として、次の二点が挙げられる。第一は、制度面の法治国家作りであり（制度保障）、第二は、「成長の共有」（発展の成果の共有）である。

巨大な貧富の格差は、社会一般が共有する平等という価値観を損なうだけではなく、経済の持続可能な発展も妨げる。そして、「成長の共有」を実現させるために、そうした理念を現実化させる技術官僚グループの存在が重要である。当然、技術官僚が活躍出来る法的環境の整備も欠かせない。中国はこの段階に来て、制度再構築の能力が問われていると言える。

発展途上国の経済発展に対して、通常「後発的利益」が存在するといわれる。「後発的利益」とは、発展途上国は、技術移転を通じて最新の技術を導入することが出来、同時に、労働力や土地等生産要素の低コストで優位性を持っているため、経済的「キャッチアップ戦略」が実行出来る、ということの意味している。

しかし、「後発的利益」を語る場合、「後発的不利益」の存在を忘れてはならない。「後発的不利益」とは、制度構築の遅れによって生まれる不利益を指す——その反面、当然、先進的な制度の早期導入による「先発的利益」も存在し得る。「立憲経済学」<sup>6</sup>は早くからこの問題に注目した。ダグラス・ノースとバリー・ウェインガストは、「なぜオランダではなく、イギリスで最初の産業革命が起きたのか」という問題を提起した（North and Weingast 1989）。彼らの解釈によれば、イギリスが1688年の「名誉革命」後に立憲体制を確立した、というのがその理由である。立憲体制は技術進歩（特許権保護など）を促し、産業革命を導いたというのである。1689年に公表された「権利法案」によって立憲君主制が確立され、国王の権利が大幅に制限された。議会の同意なしには、国王はいかなる法律の制定も廃止も出来ない、徴税は出来ない、軍隊を常時維持することも出来ない等々である。一方、国民は議会選挙の自由を持ち、議会は言論の自由を持つ等が規定された。

「名誉革命」後のイギリスでは、内政、平和維持、財政、殖民、商業、議会制度の発展及び議

<sup>5</sup> 「東アジアモデル」と「東南アジアモデル」の比較については、陳雲（2005a）及びYun Chen（2009）、Chapter 6参照

<sup>6</sup> 立憲経済学は、憲法・憲政の経済的効果を研究対象にする分野である。そして、その中心的課題の一つが「政府機能のディレンマ」である。すなわち、経済発展には政府の役割が欠かせないが、同時に政府が経済発展の最大の障害になり得るからである。1984年にマッケンジーが編集した論文集が初めて「立憲経済学」の概念を提出したと言われている（McKenzie (ed) 1984参照）。1970年代以降、公共選択学派、法経済学派、新経済史学派、オーストリア学派等が、立憲経済学の発展に大きく貢献した。遑つて言えば、立憲経済学は、Baruch de Spinoza（1632-77）、David Hume（1711-1776）、Adam Smith（1723-1790）、Friedrich von Hayek（1899-1992）、James McGill Buchanan（1919-）等の思想や学説から受け継がれてきていると考えられる。

会における論争が、政府と社会の最大の関心事となった。それと対照的に、17世紀の他の西欧及び他の世界各地域では、君主制が最も普遍的な政体であった。フランス、スペイン、オーストリア、スウェーデン、ドイツなどでは中央集権的君主専制制度を築いて、「君権神授」が統治思想であり、ロシアと中国でもまた、厳然たる絶対君主制度が長く続いた。

産業革命は、従来の手工業に比べて高い制度保障を要求する。イギリスは13世紀に立憲君主制の伝統の基礎を築いた。1215年の「大憲章」の第39条に、人権保護、私有財産権保護が明記されていることがとりわけ重要な意味を持つ。そして1688年の「名誉革命」を経たイギリスは、産業革命を迎える制度的条件を整えたのである。すなわち、イギリスの「強国化」は制度の「先発的利益」の恵みと言える。

その反面、後進国の発展が挫折してしまう（例えば、「中所得国の罠」に陥る）原因も制度に起因する「後発的不利益」によって解釈出来る。

中国国内で、比較的早い時期に「後発的不利益」問題を提起したのは故楊小凱である。楊小凱によると、後進国は困難な制度の模倣を先送りし、比較的簡単な技術の模倣を早急に行う傾向にある。目の前の「後発的利益」（経済成長という成果）に没頭し、制度改革に消極的になり、結局失敗に帰してしまうと警鐘を鳴らしたのである（楊小凱2001）。

中国モデルは曲がり角に差し掛かっている。「外延的成長」（粗放型成長）から「内発的成長」（集約的成長）に転換させるには、制度的イノベーションが極めて重要である。この意味で、「中所得国の罠」は「後発的不利益の罠」とも言えるだろう。

それでは、制度改革の方向とは一体何だろうか。成長の共有を目指して、以下の二つの側面が重要である。（ア）マクロの面では、市場経済体制の健全化（一次分配）と再分配制度の健全化（二次分配）であり、（イ）ミクロの面では、個人の権利の尊重と救済措置の完備（とりわけ私有財産権の保護）である（私有財産権保護の重要性については後述）。

### 3. 社会資本論：信頼はどこから来るのか

社会資本論は、新制度派経済学における「経路」に関する研究と接点を有する。

正式制度と非正式制度の共同作用で生まれる「社会資本」は、顕在的或いは潜在的な「無形資本」の集合体である。これらの無形資本はある種のネットワーク（或いは地域共同体）と密接な関係にある。「信頼」は社会資本の産出物であり、その役割は共同利益のための結束力の向上及び内部投機行為<sup>7</sup>の軽減として表現される（Ostrom 1990）。同時に、信頼関係は各種取引費用の軽減につながり、経済の効率化と活性化にも貢献し得る（つまり、正式制度に類似した効果を持つのである）。

「信頼」及び「社会資本」が、社会科学の新しい研究分野として浮上したのは第二次世界大戦後のことである。定量分析が困難であるため、長い間経済成長モデルの規定要因から外されたままだった。この分野に先に進出したのは社会心理学であった。1950年、アルバート・タックによる「囚人のディレンマ」における「信頼関係」の実験が発端であった。その後、ホヴランド、ジャニス及びケリーは、コミュニケーションのプロセスにおける信頼性の問題を研究し、社会心理学における信頼研究の基礎を形成した（Hovland, Janis and Kelly 1953）。

社会学も早い時期から同様の分析を試みている。19世紀末から20世紀初めにかけて、エミー

<sup>7</sup> それは、フリーライダー現象を指している。Olson（1965）参照。

ル・デュルケームが団結 (solidarity)、ゲオルク・ジンメルが信頼 (faithfulness)、タルコット・パーソンズが参加 (commitment) について、それぞれ論じた。だが、信頼に関する本格的な研究が始まったのは1970年代以降のことである。ニクラス・ルーマン (Luhmann 1979)、バーナード・バーバー (Barber 1983)、シュメル・ノア・アイゼンシュタット及びルーイ・ロニガー (Eisenstadt and Roniger 1984)) などがその代表的研究である。

その後、経済学と政治学の分野でも研究が進み、信頼に関する研究が学際化する方向へ発展していった。中でも、フランシス・フクヤマによる研究は、大きな反響を呼んだ (Fukuyama 1995)。

総じて言えば、社会資本を観察する視点には、ミクロとマクロの双方が存在する。ミクロ的視点での研究は、概ね以下の分野に注目している。労働雇用と移民問題、社会階層化とエリート再生産問題、家族構造とコミュニティが子供の成長に与える影響などである。これに対して、マクロ的視点での研究は、経済と社会発展、社会参加と民主政治、科学の発展と技術革新への影響などである。

社会資本と経済発展の関係については、ポジティブな評価が多いと言えるだろう。ステファン・クナック及びフィリップ・キーファーは、29の市場経済諸国に対する「価値観調査」(World Value Survey) に基づいて、次のように結論づけた。すなわち、一国の国民が他者に対する信頼感が高ければ高いほど、国民の規範性が高く、経済と社会の発展水準も高くなる (Knack and Keefer 1997)。また、フクヤマは、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア及びアジア諸国における文化・宗教・伝統と経済活動の特色に注目し、各国経済における社会的信頼度の役割を考察している。フクヤマの分析によると、高い信頼度を持つ国は日本、ドイツ、アメリカであるのに対して、低い信頼度しか持たない国は中国、イタリア南部、フランスである。高い信頼度の国では、概ね以下の特徴が見られる。第1に、教会組織、商工業組合、労働組合、民間慈善組織などの社会組織の発達が顕著である。第2に、非血縁型大企業を組織する能力を持つ。第3に、信頼関係作りに要する費用が低く、企業競争力が大きい。フクヤマは、長い歴史の中で文化と伝統の中に根づいた信頼感は、様々な経済活動における取引費用の低下に貢献していると指摘している。

「社会資本論」は貧困問題の研究においても重要である。商業活動の浸透や都市農村間格差の拡大により、「流動革命」が発生し、既存の農村部での社会資本が速いスピードで失われてしまうのである (Narayan and Pritchett 1996)。1996年以降、世界銀行は、世界各地で経済及び社会発展における社会資本の役割について一連の調査研究を推進した。そして、経済発展と貧困解消において、社会資本を活用するプラン作りを進めている (世界銀行 2001)。

民主主義研究の分野でも、「社会資本」が注目されている。18世紀におけるアメリカの民主主義に関する研究の中で、アレクシ・ド・トクヴィルが、公民の自発的組織が、民主主義意識の育成や正式な民主主義制度の実施に極めて重要な役割を果たすと結論づけている (Tocqueville 2001/1840)。

こうした研究の方向を受け継いだのは、ロバート・パットナムであろう。パットナムは、1970年代以降のイタリアにおける政治制度の改革を考察し、一つの現象に注目した。すなわち、一部の地域では、改革が成功したのに対して、他の地域ではそうではない、という現象である。この現象に注目したパットナムは、分析を重ね、次のように結論づけた。すなわち、信頼と規則をもたらず公民の自発的社会組織が市民社会の運営に欠かせない社会資本であり、経済発展と政府効

率の向上の前提条件である（Putnam 1993）。すなわち、社会の自発的組織の発達度について、イタリアでは地域差が認められ、この地域差が経済発展及び民主主義の運営に深く影響したということなのである。

それでは、一体社会資本はどのように形成されるのだろうか。正式制度及び非正式制度との関係をどのように認識すべきだろうか。図3に即して、検討してみよう。

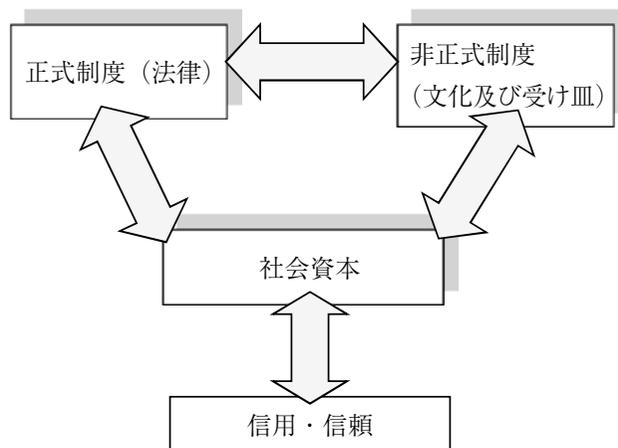
(1) 社会資本の発達と、伝統や文化に根づく様々な非正式制度との間には深い関係が存在する。それだけではなく、当面の積極的な公共政策や法制度（正式制度）も社会資本の醸成に貢献可能である。また、正式制度と非正式制度の間にも常に連鎖反応が起きる。

ノースの「構造的行動」<sup>8</sup>の形成には、正式制度がより決定的な影響を持つものと考えられる。正式制度と非正式制度については、それらの力の強弱が明白である。図3は正常な状態の下での関係図だが、正式制度はそれまでの非正式制度のエッセンスをそのまま継承していくとは限らない。時には破壊することもあり得る。例えば、1950年代以降の中国の政治システムは混乱し、伝統的な儒教文化やそれまで築かれてきた社会的信頼関係はほぼ破壊されてしまった。それ以降、中国社会はもはや「儒教社会」とは言えなくなった。文化の修復が出来るかどうかは、これからの制度と政策の修復に依存することになる。

(2) 正式制度及び非正式制度は、圧力によって攪乱されることがあり得る。しかし、人間の「生存と発展」の願望が本能である以上、「生存と発展」に有利な正式制度と非正式制度は、種火のように潜伏しており、条件が整えば再び燃焼することとなる。この点は改革開放の中国を理解する際には大いに有用である。

(3) 個々人之間や特定の地域内部でのミクロ的な「社会資本」は、古くから存在した。ミクロ的社会資本はマクロ的社会資本の構成要件となり得るが、そこには前提条件がある——真珠を繋ぐ糸のように、個々に存在するミクロ的社会資本を連結させるのは法的環境である。法治社会こそ真の「資本主義精神」であると言える（後述）。

図3 社会資本、正式制度と非正式制度の相互作用



出所：筆者作成。

<sup>8</sup> ある構造（制度）の下での行動パターンを指す。要するに、制度は人々の行動の予測可能性を高めさせる機能を持つのである。

ところで、中国における社会資本の状況はどうだろうか。

中国は、30年間にわたって計画経済体制の下で運営されてきたが、民間では素朴な市場経済の理念が種火のように生き残っていたと言える。その中でも、浙江省が典型的な存在である。「浙江モデル」は諸地域の中にあつて、「成長の共有」に最も近いモデルの地域だが、それと同時に、「社会資本」の蓄積も大きい。

「浙江モデル」<sup>9</sup>を参考にしてみると、概ね以下のような知見が得られる。

(1) 市場経済化改革の初期段階において、民間の経営者にとって、市場情報の非対称性が抜きがたく存在しただけでなく、民営企業（これはトータルとしての呼称であり、改革開放当初では「个体戸」と呼ばれた個人経営者がほとんどであり、「企業」の資格を持つものは稀であった）の法的な地位も確定せず、リスクを認識しながらの創業であった。正式制度が欠如した段階において、社会資本は職業紹介や、ビジネスパートナーの獲得などに多いに役立った。従って、モデル形成の最初の段階における、民間人同士のネットワーク（信頼や団結、相互扶助）、更に官民の間の暗黙の了解とサポートが極めて重要である。

中国の場合、市場経済化に関する正式制度は、そうした非正式制度（民間による実践）の後を追う形で出現したものである。その背後に、「生存と発展」という人間性或いは本能が動力源となっていたと言える。浙江省の人々の自助努力の精神は、この地の「文化的遺伝子」となり、「浙江の奇跡」及び「義烏丸の奇跡」を生んだ。

(2) 「成長の共有」はモデルの持続可能性の保障である。そして、そのロジックは簡単である。地域内部の格差が拡大していくにつれて、「既得権益集団」は孤立化し、モデル自身の持続可能性を低下させる。何れは、移動が多数起こり、モデルの自己破綻を招くことになる。その意味で、「所得向上及び格差縮小」に寄与しないモデルは、理性を欠くモデルと言える。

義烏市（浙江省）における社会融和政策に見られるように、モデルを持続可能にさせるための、成長の果実を分け合う必要性は、地域の人々が本能的に察知したのである。

#### 4. 法統論：資本主義精神とは何か

現代国家において、しばしば「法によるガバナンス」が唱えられるが、一体どのような「法」が現代社会の精神に相応しいものなのだろうか。以下、東西法統の相違について論じることとする。

##### (1) 資本主義精神とは何か

20世紀初頭、マックス・ウェーバーは宗教と資本主義精神の関係に関する一連の論文を発表した。その中で、ウェーバーは、「近代資本主義はなぜ欧州で興隆したか」という問題について、文化の視点から考察した（Weber 2001）。ウェーバーの説によれば、資本主義の発展は、経済的及び政治的制度によるサポートのみではなく、特殊な精神文化とも密接な関係が存在する。「プロテスタンティズムの倫理」は、利益追求を目的とする商業活動を「天職の遂行」と見なし、資本主義精神と巧みに合致させたのである。その結果として、「プロテスタンティズムの倫理」は資本主義発展の土壌となり「精神的駆動力」の役割を果たすことになった。他方、宗教改革を経

<sup>9</sup> 「浙江モデル」については、以下の論文・書籍を参照されたい。陳雲・森田憲（2005）、陳雲・森田憲（2009c）、陳雲・森田憲（2010c）、陳雲（2012）、陳雲・森田憲（2014）。

験しなかった他の諸国や諸地域では、ヒンズー教、仏教、儒教、道教、イスラム教、ユダヤ教などの宗教倫理が、その地域の資本主義の発展を阻害する要因となった。

上記ウェーバーの説は説得力に富むが、一方異論を唱えることも可能である。現時点で見れば、「新教地域」に限ったことではなく、儒教や仏教、ユダヤ教地域でも「資本主義」が活発に行われている。「アジアNIEs」は、その成功の事例である。言い換えれば、「プロテスタンティズムの倫理」は資本主義の唯一の精神的土壌ではない。それでは、「資本主義精神」とは一体何だろうか。事例を観察することによって、次の結論に到達することはそれほど困難ではない。すなわち、「法によるガバナンス」の確立が資本主義（市場経済）の発展に不可欠な前提条件だと言うことである。従って、法治社会こそ真の資本主義精神である（避けては通れない「道路」である）。

その理由を考えてみよう。伝統的郷土社会の中でも商業活動が存在した。しかし、規模が小さいため、資本の貸借関係は「顔見知り」同士の間に限られ、そこでは「情報の対称性」が存在し、信用は容易に担保される。それに比べて、産業革命以降の現代資本主義は、生産規模が大きく、大規模な資本を必要とする。「資本が見知らぬ人々の間に大量に流通（貸借）する」必要性が現れたのである（証券取引所がその代表的な場所である）。当然、そこでは問題が浮上する——誰が或は何が、見知らぬ者同士の貸借関係に「信用」を保証するのか、ということである。言うまでもないことだが、強制力を持った法律以外には考えられない。

このことが理解されれば、次の質問には容易に解答可能だろう。すなわち、13世紀以降、なぜ他の大陸ではなくて、西欧で資本主義が勃興したのか、という問いである（他の大陸の国——例えば中国——でも資本主義が芽生えたが、その後繁栄しなかった）。その答えは、私有財産権を保護する欧州の法統が護衛者となったということである（詳しくは後述）。この見解は今日の中国の市場経済化改革にとって極めて示唆的である。

概して言えば、私有制は国家の成立と発展の原動力である（前述）。その延長線上で、ローマ法の継承、「宗教改革」（新教の誕生）、ルネッサンスが連鎖反応的に発生した。西洋政治史の中でとりわけ重要な「3R運動」<sup>10</sup>はまさにこの三者を指す。また、マクロ的環境として、欧州封建制の維持が重要な意味を持つ（この点については更に後述）。

## (2) 東西法統の比較

「アジア的生産方式」で有名な中国の場合には、概ね宋王朝の時代に、「資本主義の芽生え」が観察された（民間商業活動の空前の繁栄が見られ、紙幣も出現した）。そして、その後の明や清の時代に、商業活動に成功した「地域的商人グループ」が輩出することとなった（「徽商」、「晋商」などが有名である。陳雲・森田憲 2011a参照）。ただし、全体として言えば、中国の商業活動は伝統的なものであり、近代資本主義の活動とは基本的に無縁である。

それでは、一体なぜ中国で「資本主義」が発展しなかったのだろうか。これまで多くの学者がこの謎めいた問題に挑戦している。

余英時は、「中国で資本主義が発展しなかったのは、世俗的禁欲の倫理が欠如していたためではなく、政治と法律が合理化の過程を経ていなかったためである」と指摘している（余英時 1991、33頁）。この指摘は実に鋭いが、しかし「合理化の過程」とは一体何なのか、なぜ中国で

<sup>10</sup> Renaissance, Revival of the Roman Law, Religious Reformationのそれぞれの頭文字を取って、「3R運動」と名づけられた。

「合理化の過程」が出現しなかったのか、を改めて問う必要がある。

われわれは、東洋と西洋の法統（法律の原則）の相違にその解釈を求めたいと思う。実は、東西を問わず、「法律」はどこの国にも古代から存在していた。しかし、東西の「法統」は異なったものである。この相違によって、近代資本主義が欧州で興隆したのに対して、中国では発展しなかった。従って、言い換えれば、中国が——王朝時代から現在まで——直面する真の課題とは、「法統の転換」に他ならない。

具体的に説明してみよう。西洋の法統は紀元6世紀に出来た「ローマ法」（東ローマ帝国時代）に遡る事が出来る。そのエッセンスは、公権と私権の区別、私有財産権の厳格な保護にあったと言える。一方、中国の法統は、基本的には「王権優先の原則」（「普天之下、莫非王土；率土之濱、莫非王臣」——『詩経』）と概括出来る。皇帝が代表する「公権」が「私権」を侵害し易い法的環境にあったのである。私有財産権の厳格な保護は当然あり得ない。古代中国の階層構造もまた「士、農、工、商」の順で並び、商工業活動が著しく抑えられ、「商人」の社会地位も極めて低かった。

さて、30年間の計画経済体制の時期を経て、1980年代以降の中国は新たに市場経済の道を選択した。この間に、「法統」にも静かな変化が見られた。例えば、民間企業の法的地位の問題、私有財産権の保護の問題については、1990年以降積極的な変化が確認出来る（2004年『憲法』修正、2007年『物権法』制定）。しかし同時に、そうした法律が出来たにもかかわらず、違法な手段で「家屋強制撤去」（都市部）、「土地の強制収用」（農村部）が行われ、更にまた民営企業家を冤罪に陥れ、財産を剥奪すると言った事件が後を絶たない（第2節参照）。一体なぜだろうか。

法律は、常にシステムの存在するものであり、法律があっても権力を握る行政側に対する監督がなければ、法律は機能出来ない。通常、権威主義体制は「賢明権威主義」と「そうではない権威主義」に分けることが出来る。賢明権威主義体制は、言ってみれば自律性を持つ権威主義であり、チェック・アンド・バランスの立憲原則がそれほど完備されていなくても、権力者グループの自律性（台湾の場合には、技術官僚治国の体制、司法の一定の独立性が存在した）、社会的に存在する様々な体制を牽制する力（1950年代の地方自治、党外勢力の温存、経済成長に伴う市民運動の活発化）、更に外圧（台湾にとってはアメリカの存在が大きい）が、政治力学に共同参加することによって、法的システムの安定性を保持するものと考えられる。

当面、中国における権威主義体制の自律性は未だ見えていない。持続可能な発展への挑戦は、結局「自分自身への挑戦」であると言える。

## 第2節 「中国モデル」のダイナミクスと格差

前述の通り、経済成長理論は、資本重視から技術重視、人的資本重視、そして制度重視の方向へ変化してきた。そして、非正式制度と正式制度の共同作用によって「社会資本」（信頼が主な産出）が作り出されるのである。

中国の改革開放は、開始から30年余りが経過した。全体的に言えば、依然として、生産要素（資本、労働、土地）駆動型の外延的成長（粗放型成長）の特徴が顕著である。光と影がともに膨らむ中、モデルの変化が迫られていると言える。

繰り返しになるが、成長の共有を目指して、制度は以下の二つの側面を促進する役割を持つ。

つまり、(1) マクロの面では、市場経済体制の健全化（一次分配）と再分配制度の健全化（二次分配）であり、(2) ミクロの面では、個人的権利の尊重と救済措置の完備（特に私有財産権の保護）である。それは中国の制度改革の方向に合致している。

本節では、中国の改革開放と「チーズ型」社会構造の関係を簡単に述べた後、「中国モデル」に関する対立意見を紹介する、その後、「中国モデル」の性格を二つの発展段階に分けて把握してみる。そして、それらを踏まえて、格差研究の位置づけを考えてみることにする。

## 1. 中国の改革開放と「チーズ型」社会構造

1950-1970年代に中国で採り入れられた計画経済体制は、制度化の欠如した集権体制を特徴とした「緩い集権制（slackly centralized system）」であった（中兼和津次1979）。この体制は概ね、(1) 農業国としての分散的生産方式、(2) 毛沢東による「人治」の色彩が濃厚な統治スタイル、(3) 閉鎖的政治・経済・社会システムの下で発生した「制度の劣化」（「エントロピー増大の法則」<sup>11</sup>の現れ）と関係するものである。

「緩い集権制」の下での政治・経済・社会構造は、小さな穴が沢山開いたチーズのようなものであり、新たな内外の圧力によって、容易に変化が起きる。

計画経済体制の下で行われた、30年間にわたる閉鎖的な自己循環の結果として、中国社会は政治の混乱、経済の立ち遅れ等、社会的かつ総合的に深刻な症状に陥った。政治経済体制の重大な欠陥を集中的に露呈した文化大革命に対する是正をきっかけに、改革開放の幕が開かれた。1978年当時の中国経済は、世界の先進工業諸国との間の大きなGDP格差に直面していただけではなく、貧困問題、産業構造、地域構造等の側面でも大きな問題を抱えていた。そしてそれらからの脱却は、体制の根本的改革以外に道はなかったのである。

それでは、実際に、変化はどのように起きたのだろうか。

中国の改革開放は、二つの視点から観察出来る。一つは、農村部で起きた自発的変革だということであり、これはボトムアップ式変革に当たる。そして、もう一つは、周知の通り、対外開放戦略であり、これはトップダウン式変革に該当する。言うまでもなく、この両者とも旧体制の比較的「周辺」に位置した部分であった。

前者について言えば、安徽省小崗村が典型的な事例である。そのノウハウを吸収し、「農地家族請負制」が一気に導入された。農業から着手したことが中国における体制移行を容易にさせたとの指摘が存在する（Sachs, Woo, Fischer and Hughes 1994）。中国やベトナムでの経験が示しているように、農業改革は非農業改革に比べて、改革の困難は比較的小さい。それは農業・農村の構造は工業や都市の構造と比べると複雑性に乏しく、効果が現れ易いからであろう。

同時に、「開放を以て改革を促す」という重大な戦略が展開された。ラ・ミントの指摘を待つまでもなく、開放的経済は閉鎖的経済よりも、経済発展に有効である（Myint 1971）。

1979年以降、改革開放実験地域における地方分権がいち早く始まった。中央政府から「特殊政策・弾力措置」を与えられてきた、広東及び福建両省を初めとする沿海部において、経済計画の

<sup>11</sup> 「エントロピー増大の法則」（物理学の「熱力学第二法則」）は、1850年、ドイツの物理学者クラウジウスによって提出された法則であり、その内容は以下の通りである。「ある閉鎖的システムの中で、外部と物質・エネルギーの交換が停止したため、エントロピー値が増大し、システムはますます無秩序化し、エントロピーが最大値に達するときにシステムの崩壊が発生する」。

立案施行における自主裁量権、財政と外貨制度の保留の拡大、金融政策、賃金、物価政策における権限の委譲などを通して、『「条々」と「塊々」の二つを結合させ、後者を主とする』という原則が貫徹されてきた<sup>12</sup>。

経済特区を初めとする開放経済区は、それ以前の経済システムが持つ弱点に対して、経済的基盤及び地理的優位性を有する地域からメスを入れ、市場経済後発国の「後発的利益」の追求を通して、新しい経済構造への転換を意図した斬新な試みであった。そのため、国民経済及び地域経済の動向の中では、開放経済区は、「資金・技術・管理・知識」と言う「四つの窓口」及び「市場経済体制の実験場」として位置づけられた。そして改革開放のテンポに応じて、開放経済区の範囲の拡大と内容の深化が推進される一方、開放経済区の実験成果は、社会経済の各方面に、また中国全土に波及していった。

1980年代以降の地方分権の動向は、毛沢東時代に残された中国特色的「緩い集権制」や、地方分権などの試みという伝統的遺産と無関係ではない。このような伝統には、改革開放後の中国社会に地域間、部門間、企業間の競争を促進する土台が出来ていたと言える一方で、同時に1980年代の「地域保護主義」の台頭及び進行を引き起こしたとも言える。これらは更に、体制移行期における産業、財政、金融政策などと複雑に関わりつつ、地域格差の規定メカニズムに影響を与えたものと考えられる。

以上のように、改革開放後の地方分権を「チーズ型社会構造」と関連づけて考察した。実際、改革開放の時代の中国の「分権」は、二つの視点から認識する必要がある。

(1) 一つは、政府と市場の分権である。この視点は、「計画経済体制」から「市場経済体制」へ移行するプロセスの中で現れた「不可逆的な分権」である。市場の力こそ、「集権体制」に終止符を打つ徹底的な力に違いない。

(2) もう一つは、中央と地方の分権である。この視点の分権については、中国の改革開放の活気を生み出した原動力である一方で、中央地方間の権力をめぐる「放と収」の循環が今だに続いており、取引費用が無限に膨らんでいるという現状が存在すると言える——それらを安定化させる方策は、「地方自治制度」以外にはない（この点は後述）。

## 2. 「中国モデル」の経緯

中国の改革開放に対して、海外諸国は熱烈な歓迎の姿勢を見せた。その理由は、概ね安全保障、経済及び政治の側面に分けられる。

(ア) 安全保障の側面については、冷戦が続く中、中国がソ連を中心とした東側陣営から離脱することは、東アジアの国際秩序及び平和に貢献するということである。

(イ) 経済の側面については、中国をグローバル経済に巻き込むことによって、より大きな世界市場が形成されるということである。

(ウ) 政治の側面については、中国経済の現代化は、中国政治の現代化の前奏曲であり、改革開放により中国の民主化が期待出来るということである。

それでは、30年余り経過した現在、状況はどうだろうか。先に述べた「安全保障、経済及び政

<sup>12</sup> 「条々」とは国家を頂点とし、地方を底辺とする縦につながる行政指令系列であり、「塊々」とは各省・各行政区内部において横に広がる行政指令系統である。これらの行政の縦割り・横割りは何れも、伝統的計画経済が持つ基本的な性格である。

治」の側面に照らして見ると、意見が真っ向から対立しているのが現状である。

1980年代以降、中国は鄧小平体制の下で、「創造的破壊」戦略を展開し、高度成長が続いた（陳雲・森田憲2010a, 第2章）。それに伴って概ね1990年代半ばから、「中国脅威論」、「中国崩壊論」が台頭し始めた。実際、中国経済の発展の業績を称える「北京コンセンサス」(Beijing Consensus)が「ワシントンコンセンサス」(Washington Consensus)と対抗する形で現れた。後者は先進工業諸国とりわけIMFの指導の下で1990年代から用いられ、私有化、市場経済化、自由化、透明性を内容とする経済発展を発展途上国に提示した方式を指す。自由主義市場経済は「ワシントンコンセンサス」のエッセンスと言える。しかし、「ワシントンコンセンサス」を導入した経済発展は、ラテンアメリカ(アルゼンチン)や東南アジア(インドネシア)などの発展途上国において、期待通りの経済実績を上げることが出来なかった。この状況の中で、中国の発展モデルが世界で注目されることとなった。

「北京コンセンサス」の提唱者は、ジョシア・クーパー・ラモである。2004年5月、ラモは、ロンドン外交政策センターにおいて「北京コンセンサス」をタイトルとする論文を発表した(Ramo 2004)。ラモは、中国が自国の国情に相応しい発展モデルを築いたと賞賛し、このモデルを「北京コンセンサス」と名づけたのである。ラモによると、「北京コンセンサス」の具体的特徴は次の通りである。(ア) 創造的実験(例えば経済特区)を行うこと、(イ) 覇権主義(アメリカ)の圧力を排除し、国家主権と利益(例えば台湾問題)をしっかりと保持すること、(ウ) 「石を探りながら河を渡る」(中国語で「摸着石頭過河」と言う)という漸進主義的改革路線の実施、(エ) 社会的公平と生活の質の向上を発展の目標とすること(世界銀行の推測では、1979年以降、中国は3億の人々の貧困脱出に成功した)等々である。この、ラモによる「北京コンセンサス」は、中国国内で従来から使われていた用語(「中国特色の発展道路」、「中国特色の社会主義」と呼称して、とりわけ中国国内で人気を博した)。

中国国内において、「北京コンセンサス」と「ワシントン・コンセンサス」の対決構図は、2014年現在、決着がついていない。実際、2014年7月5-6日、復旦大学(上海)で行われた「楊小凱追悼10周年記念シンポジウム」で、北京大学教授の張維迎と元世界銀行副頭取の林毅夫との間で行われた議論は、参加していた記者によって報道され、広範な関心呼んだ。当事者の林は、その後更に「私と張維迎、楊小凱との相違点はどこにあるか」という釈明の長文を発表した。林は、これまでの中国が著しい発展を遂げた理由は、政府が「有為」に役割を果たしたからだと主張した。それに対して、張は、中国で市場と企業の役割が政府によって著しく抑圧されており、典型的な「後発的不利益」がすでに現れている、また「中国は成功した」と断言することは出来ない、更に後退する危険性を伴っている、と憂慮を示したのである。言うまでもなく、双方の「すれ違い」の原因は、「中国モデル」のパフォーマンスに対する基本的認識の違いにある。林は、「成功、奇跡」に着目し、それまでの「中国の経験」が合理性に満ちたものであると結論づけた。一方の張は、「問題が山積している」と認識し、発展パターンの根本的な変革を呼びかけたのである。前者が「北京コンセンサス」の賛同者であると言うのなら、後者は「ワシントン・コンセンサス」の信奉者であると言える。

また近年、「北京コンセンサス」の延長線上で、「中国モデル」という言葉が盛んに使われるようになり、激しい議論を呼んでいる。しかし、見る人によって「中国モデル」の中身がかなり異なっているため、議論は必ずしも噛み合っているとは言えない。以下、「中国モデル」をめぐる賞賛の意見と批判の意見をそれぞれ具体的に見てみよう。

## (1) 「中国モデル」に対する賞賛の意見

「中国モデル」が存在し、しかも世界に向かって推奨する価値があるという認識を持つ人々の主張によれば、それは主として以下の理由に基づくものである。

第1に、中国は長期間にわたる高度経済成長を実現したということである。この点を称える意見が多い。例えば、アロラとヴァンヴァキデイスは、20年余りのデータを用いて、中国経済の影響を計測している。その計測結果によると、中国のGDPの1%上昇が5年間続けば、世界のGDPを0.4%押し上げることが出来ると言う（Arora and Vamvakidis 2010）。

第2に、中国の優れた経済成長は「摸着石頭過河」式（「石を探りながら河を渡る」）式の漸進主義路線によるものだとする意見が一般的である（Chang and Nolan 1995）。

旧社会主義諸国の体制移行において、「漸進的改革」としての中国モデルが、旧ソ連やポーランドのような「急進的改革」との比較の中で浮上し、様々な角度からの研究が行われた。例えば、中国のような「漸進的改革」と旧ソ連やポーランドのような「急進的改革」との相違とその要因及び結果を分析する研究（Murrell 1992、林毅夫他 1997）、体制移行の費用と利益を分析する研究（Kornai 1992、樊綱 1993、Winiecki 1993、Aslund 1994、Berliner 1994、小川和男・渡辺博史1995）などがある。また、鄭永年は、中国の制度改革の特色及びルーツを紹介し、民主化の視点だけでは中国の貴重な経験を見失ってしまうと述べ、「国家建設」こそが過去30年の中国の政治改革の中心であったと主張した（鄭永年 2010）。

第3に、2008年に世界金融危機が発生した際に、中国政府は迅速な財政出動に乗り出し、経済を衰退の崖っぷちから救済した。しかも、中国の素早い危機対応能力はアジア及び世界の経済秩序の安定にも貢献した（McKinnon and Gunther 2011）。その原因に関して言えば、中国の「一枚岩」的な经济管理体制（中央政府、地方政府、銀行）が重要であると同時に、また中国政府の学習能力が発展途上国の中で突出しているという主張もまた多く見られる（Naughton 2008, Wang Shaoguang 2009, Heilmann 2008）。

## (2) 「中国モデル」に対する批判の意見

反対の立場に立つ人々は、推奨価値のある「中国モデル」など、そもそも存在していない、中国の発展パターンも多種多様な問題を抱えておりむしろしっかり反省すべきであるという認識を示した。実際、中国の発展が進むにつれて、アンバランス問題は、経済、社会、政治、環境などあらゆる側面で顕著に現れている。例えば、(ア) 経済発展（GDP成長）と民生問題（教育、医療、住宅、格差、公害、私有財産権保護など）のアンバランス、(イ) 経済発展と政治的發展（不正・腐敗防止、民主化）とのアンバランス、(ウ) 国際的な文脈における、経済規模と「責任ある大国」との間のアンバランス、などが挙げられる。

「中国モデル」への批判の意見は、上記のような発展の現状と深く関わるものである。例えば、ノートンとヤン及びペイは中国崩壊論を展開している（Naughton and Yang 2004, Pei 2006）。津上は、2003年に『中国台頭』を著し、日本は中国台頭の現実を直視し、「引きこもり・日本」に活気を入れようと主張した（津上俊哉 2003）。しかし、10年後の2013年、『中国台頭の終焉』という正反対のタイトルの本を著し、（10年前に比べて）自己否定的な見解を展開した。津上は、中国社会における国進民退、都市・農村二元構造、少子高齢化という新たな現状を分析し、今後の中国は、成長率5%程度の中成長がせいぜいであって、GDPでアメリカを抜いて「米中逆転」を起こすことはないと主張している（津上俊哉 2013）。

中国既存の経済管理体制に固有のリスクが存在するという意見が多数存在する。例えば、大規模国有企業の存在によって、政府の戦略的意図（投資拡大、工業化と都市化の推進）は実現出来るとしても、国有企業の意志決定の合理性をどのように確保するか、国有企業の真の競争力をどう育成するか等々課題は多い。また、産業構造の高度化の実現には、個々の経済主体のイノベーションに関わる意欲と能力が不可欠であり、公平公正な市場環境を構築しなければならない、と言った見解である（Chu,Wan-wen 2011a, 2011b, Nolan 2001）。

中国の学習能力について、ハイルマンは、一部の分野で中国政府は優秀な学習能力を見せたが、しかし多くの分野では依然として学習能力に乏しいと述べている（Heilman 2009）。ハイルマンは、中国の政策決定モデルを「将来を見据えた修正」（foresighted tinkering）を行うモデルと捉えている。言い換えると、中国政府はマクロ的及び長期的な目標を設定すると同時に、有効な政策用具を地方の実験から探し求めるパターンだと言う理解である。しかし、そうしたパターンには、それ自身の中に欠陥が内在していると言える。なぜなら、地方の実験は階層的権力構造の中で行われるものであり、そもそも「創造性」など生まれ難いからである。そして最後に、ハイルマンは「社会契約の再構築が必要である」と結論づけている。

また当面、経済、社会、政治の現状の複合的産物として広く批判を浴びているのは「縁故資本主義」（Crony Capitalism）である。ファンは、中国の現状を、「縁故資本主義は、体制的腐敗と未熟な政治的権力によって成り立っている」（訳文筆者）と述べている（Huang 2008）。この状況は、中兼が言う「家産官僚制」（公と私未分離な政治システム）やミュルダールが言う「ソフトな国家」（Soft State）<sup>13</sup>に近い表現であろう。何れも、ウェーバーによる近代国家に相応しい「近代官僚制国家」とはほど遠い状態である。

安全保障に関して言えば、中国の台頭は、「古代中華帝国の復活」へ導くのではないかという脅威論が存在する。マーティン・ジェイクスは、中国はその経済成長に伴って、これまで確立されてきたヨーロッパの体系（主権国家間の相互独立と尊重、すなわち「ウェストファリア条約」の体系）を転覆させ、「中央帝国」としての中国を中心とする新しい「朝貢体系」を復活させるのではないかと警鐘を鳴らしている（Jacques 2009）。ミアシャイマーも、国際システムの安定性という視点から「中国の台頭」を楽観視していない（Mearsheimer 2001, 2006, 2010）。また、アジアにおいて、近年の日中（中日）関係の悪化をめぐり、高原は、「国民統合の求心力を高め、党内闘争を有利に展開する上で、対外的な対象を設定して闘争を仕掛ける手法がしばしば採られてきた。・・・そしてもう一つは、海外の権益が増えたため、それを守ることのできる軍事投射能力を強化しなければならないというナショナリズムがある」と指摘している（高原明生 2014）。このような懸念と関連して、われわれはヨーロッパ連合（EU）の経験に鑑みて、東アジア共同体の基礎（第一歩）は、安全保障共同体作りにおかれるべきであることを強調した（陳雲・森田憲 2011b, Chen and Morita 2013）。

また2001年以降、国家戦略として実施された中国の「走出去」（Go Global）戦略（この点は後述）は様々な批判を浴びせられ、「新殖民主義」（主として対アフリカ資源型投資に対して）とまで呼ばれた。この種の議論は、メディアを中心に拡がり、2008年北京オリンピックの開催にも

<sup>13</sup> 「ソフトな国家」（Soft State）とは「腐敗した、制度が未熟な、国家や政府の状態」を指す（Myrdal 1972 参照）。なお、Johnston（1998）は、多くの国の腐敗が国家、市場、社会システムと共生関係を持つことを指摘し、「入植型腐敗」（entrenched corruption）と名づけた。李輝（2013）は、ある国有企業の事例を通じて、この種の「入植型腐敗」の存在を確認している。

影響を及ぼした。例えば、キング (Kynge 2006) や河添 (2011、2012) は、中国人や中国企業の世界進出は様々な問題を引き起こしているとして述べている。また、ディエゴ・クエル他は、中国の対外直接投資は通常の対外直接投資のように、利潤獲得動機を主要な或いは唯一の決定要因として行われているわけではないと述べている (Quer et al. 2012a、2012b)。マシューズは更に、中国型対外直接投資を「ドラゴン多国籍企業」と呼び、「政府の関与と民間の構想」というユニークな「混合」が特色となっていると言う (Mathews 2006)。

以上に述べたような懸念に対する中国の対応は、いわゆる「ソフトパワー」の展開である。海外において急ピッチで推進されている「孔子学院」の設置、並びに中国メディアによる「文化走出去」戦略 (文化機構の海外進出、文化産業の海外買収、海外投資) の実施がそれに該当する。しかし効果の面から言えば、性急な「自己証明」は反対に「文化的拡張」や「文化的侵略」と見なされ、不信感を一層刺激する結果となっている。

そのことに関連して、2014年3月に台湾で発生した、「反兩岸サービス貿易協定」を内容とする、「太陽花学生運動」も「中国モデル」に対する一種の拒否反応と見なせる。若い世代 (大学生) が当該運動の主力となったことは、大きな懸念材料と言わざるを得ない——台湾の利益が損なわれるのではないかという不安の裏側に、台湾の民衆の対大陸への根強い不信感が働いたと思われるからである。実際、近年における大陸の対台湾政策は、伝統的な「統一戦線」<sup>14</sup>戦略や「武力行使を放棄しない」という威嚇以外に、経済関係強化策に重心を置くようになったとは言っても、結果から判断すると、それが功を奏しているとは言えない。

ジョセフ・ナイによると、「ソフトパワー」は「国際社会からの信頼」を得ることの出来るパワーである (Nye 2011)。また「スマートパワー」を最初に用いたスザンヌ・ノッセルによれば、「ソフトパワー」或いは「スマートパワー」を形作る鍵は、「貿易、外交、対外援助、アメリカの価値観の世界的啓蒙・促進」にある (Nossel 2004)。中国におけるそうした側面の在り方が問われていると言えるだろう (森田憲・陳雲 2013a)。

### (3) まとめ

ここまで述べてきたように、中国の改革開放の実践に対して、人々の評価が分かれている。本稿の中で、われわれは「中国モデル」という用語を、価値判断としてではなく実証研究として用いる。そして、30年余りにわたって展開された発展の現状と特徴を客観的にまとめ、「持続可能な発展」という視点に照らして、問題点の摘出を試みることにする。

「中国モデル」の性格は、一体どう理解すればよいだろうか。体制移行国は「経済発展」と「政治発展」の双方を抱えているため、発展モデルは経済面に限らず、政治的発展にも当然影響を及ぼす。「東アジアモデル」の場合には、「経済発展」と「政治発展」は相前後する二つの時期であった。漸進主義路線を採った「中国モデル」も、時期を分けてみる必要があるものと思われる。

われわれは、2007年の第17回共産党大会 (世界金融危機の発生時期とも重なるが) を境に、二

<sup>14</sup> 「統一戦線」とは、一定の歴史的時期において、異なる社会の政治的集団 (階級、階層、政党、団体及び民族、国家等) が共通の目標を実現させるために結束した政治同盟を指す。戦争の時期に、各段階の目標に合わせて、中国共産党は「国共統一戦線」、「抗日民族統一戦線」、「工農民主統一戦線」、「人民民主統一戦線」等をそれぞれ提出した。1949年における建国後、「愛国統一戦線」の旗印の下に、対台湾、対香港及び対海外中国人エリートの工作が展開された。また、「統一戦線」は「武装闘争」、「党の建設」とともに、中国革命を勝利に導いた「三大宝物」である (毛沢東 1991/1939) と言われている。

つの発展段階をそれぞれ考察してみることにする。その前期は、いわゆる「経済建設を中心」とした発展の時期であり、「低コスト依存」がこの時期のモデルの典型的な特徴である。そして、後期（その後から現在まで）は、経済発展と政治発展が密接に連動し合う時期であり、本稿では、「新政治経済学の時代」と呼ぶ。

以下具体的に見てみよう。

## 2. 「中国モデル」の特徴

先の節で述べたように、中国モデルは、「経済建設中心の時代」と「新政治経済学の時代」という二つの時期に分けられる。

改革開放の当初から、中国の中心となる課題は「経済建設」であり、制度の民主化ではない。それにもかかわらず、そうした「経済建設」を目的として起こされた経済システムの転換は、経済分野に限定されるものではなく、更にまた社会的、政治的な領域に関わって来ることとなった。その結果として、「権威主義が権威主義に反対する」ロジックが現れるのである——能動的或いは受動的に。

言うまでもなく、そうしたモデルの成功例は、台湾や韓国が代表する「東アジアモデル」である（陳雲 2005b、Yun Chen 2009, Chapter 6参照）。これらの国や地域の体制移行には能動的特徴が見られるが<sup>15</sup>、中国の場合にはむしろ受動的な特徴が顕著である。中国の制度改革は往々にして、「理念先導」ではなく、「現実追従」的なものであった（陳雲・森田憲 2009b、Yun Chen 2009, Chapter 5）。

中国モデルの目指す方向は、持続可能な発展である。以下、本稿第1節で挙げた経済成長の諸駆動力に照らして、二つの発展時期の特徴と課題を考察することとする。まず、全体的な特徴として以下の四点を挙げておきたい。すなわち（ア）GDP創出効果が突出しているものの、「低コスト依存」であるため持続可能性が問われる。（イ）高成長の副作用として民生問題が常に発生する。しかも「慢性的」なものから「急性・悪性的」なものへとエスカレートしている。そのうち、格差問題は根底的な民生問題であって、他の要因と相乗効果が発生しやすい。個人・家庭への「貧困の再生産」効果はむろんのこと、経済社会の安定化と政治的合法性を揺るがす要因ともなる。また、（ウ）中国で現在まで続いている前近代的国家体制（中央集権制<sup>16</sup>）は地域格差に大きな影を落としている。市場経済に相応しい「法治体制」及び「地方自治」の早急な実施が、国土の均衡的発展並びに「成長の共有」の不可欠な条件であると考えられる。（エ）民生問題の噴出（及び政治腐敗、「国進民退」、特殊利益団体と言った諸問題）は、1990年代以降の「政経分離」型路線によるものである。政治改革における「失われた20年」の「付け」が大きかったと言える。

<sup>15</sup> 例えば、1970年代初頭、蔣経国が台湾の最高指導者に就任した後、外省人エリートの採用や党外勢力の容認等の施策を行った。台湾も何れ体制の移行を実施することになるものと熟慮したはずである。陶涵（2009）参照。

<sup>16</sup> 一定の分権が実施されたが、地方自治制度のような法的枠組みに欠けているため、「集権制」の範疇から抜け出していない。しかも、中央地方間の駆け引きが恒常的に存在し、多大な取引費用が費やされている。陳雲・森田憲（2010a）、第3章参照。

(1) 経済建設中心の時代（1980-2007年）：低コスト依存型経済モデルの展開

1978年以降の鄧小平体制の特徴は、以下の三点に概括出来る。すなわち、第1に、「拳国体制」（一種の「開発主義」）。第2に、「開放体制」（毛沢東時代の閉鎖体制と対照的である）。第3に、市場経済化体制（計画経済体制からの移行）、である。鄧小平体制は権威主義開発体制の一種であり、その上に、拳国体制、開放体制、市場経済化体制が入り混じって相互に作用しているものと考えられる（陳雲・森田憲2010a、第2章）。

改革開放以降、中国経済は年平均9%以上の成長率を続けてきた（2桁の成長率は概ね2010年までである）（表1）。一般的には、経済規模の大きな国は内需主導である。しかし中国商務部の統計によると、中国の貿易依存度（＝輸出入額合計／GDP）は、1980年代前半の約15%から2006年には約65%になった。このプロセスは、FDI（対内直接投資）の拡大傾向と一致していることがわかる。近年、世界金融危機の影響によって、この比率が下がりつつあり、2012年には47%となった（表2）。

表1 GDP及び1人当りGDP成長率（%）

	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2010	2011	2012
GDP	10.0	10.1	11.3	12.7	14.2	9.6	9.2	10.4	10.4	9.3	7.7
1人当りGDP	9.3	9.4	10.7	12.0	13.6	9.1	8.7	9.9	9.9	8.8	7.1

出所：『中国統計年鑑』2013年版。

表2 中国における貿易依存度

	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
貿易依存度	51.9	59.8	63.2	65.2	62.8	57.3	44.2	50.2	50.0	47.0
輸出依存度	26.7	30.7	33.9	35.9	35.2	32.0	24.1	26.7	26.0	24.9
輸入依存度	25.2	29.0	29.3	29.3	27.6	25.3	20.1	23.6	23.9	22.1

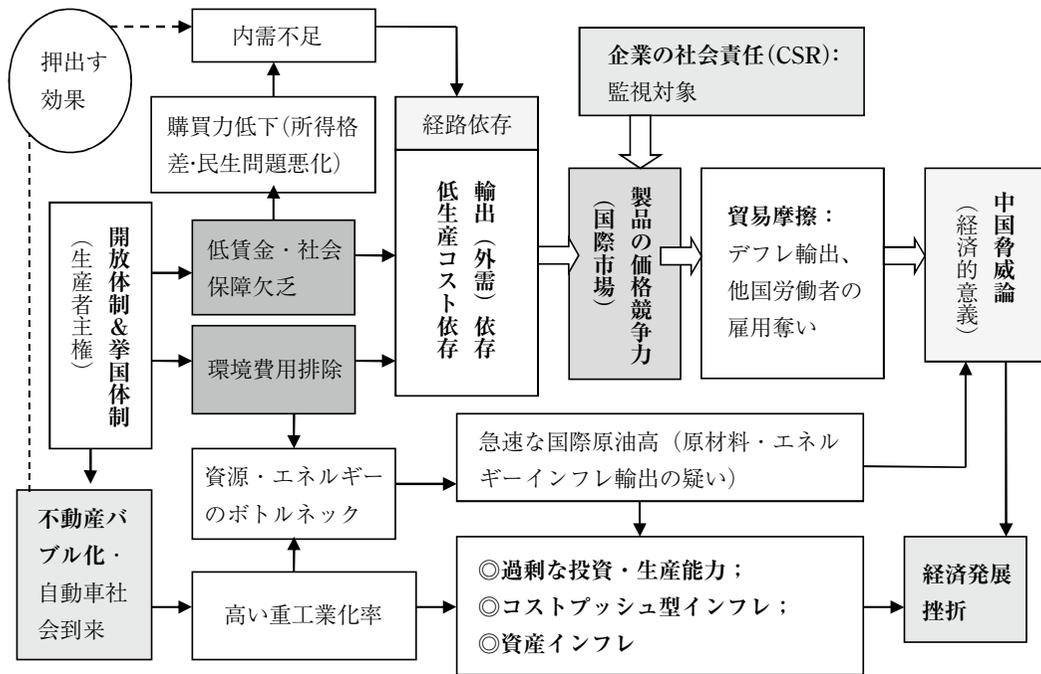
出所：『中国統計年鑑』2013年版。

中国における外需依存型の高度成長の背後には、固有のリスクが存在する（図4）。中国の輸出製品の低価格は低い生産コストに依存しており、生産者（企業）が労働者の権益と環境という2大コストを排除していることによるものである（拳国体制の下で、生産者が労働者や消費者より優位な立場に立っている）。短期的には、生産者が大量の輸出や外貨獲得をもたらし、経済成長を促進し、国家のために貢献した（拳国体制はこの点を特に重視する）と言える。しかし、長期的には、こうした「中国的経営」における劣悪な伝導メカニズムは、中国経済及び社会の持続可能な発展を阻害するものと考えられ、また「中国脅威論」の格好の材料でもある。

以下具体的に見てみよう。

第1は、投資駆動型経済成長と生産能力過剰である。表3は、GDPに占める投資と消費の比率である。改革開放以降、中国の投資比率は一旦低下したが、1982年以降上昇し始め、1987～1992年の間に変動し、1993年には42.6%に達した。その後、中国の新しい経済上昇周期の開始と言われる2003年には、63.3%へと上昇した。2005年以降は低下傾向へ向かっており、2012年には47.1%まで低下している。投資駆動型経済成長方式には多くの問題が存在する。過剰な投資によってマクロ経済が過熱し、しかし内需が限られているため、過剰な生産能力は輸出に向かわざ

図4 低コスト製品の競争力におけるリスク伝導メカニズム



出所：筆者作成。

るを得ない。

他方、消費比率は1981年の67.1%から低下の道をたどり、1995年に58.1%に達した。更に2003年には35.8%まで低下して、2010年以降はやや回復傾向に向かい、2012年には55%に留まっている。

概して言えば、消費の停滞は内需不足及び輸入の伸び率の低下につながり、国内の生産は輸出に向かうこととなったのである。

表3 中国のGDP構成比 (%)

	2003	2004	2005	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
投資	63.3	54.0	38.8	38.8	43.6	42.4	47.0	87.6	52.9	47.7	47.1
消費	35.8	39.0	39.0	39.0	40.3	39.6	44.2	49.8	43.1	56.5	55.0
純輸出	0.9	7.0	22.2	22.2	16.1	18.0	8.8	-37.4	4.0	-4.2	-2.1

出所：『中国統計年鑑』2013年版。

第2は、低い労働者報酬と内需不足である。改革開放以降、中国のGDPに占める労働者報酬(労働所得)の比率は低い状態が続いている。分配国民所得の構造を示している表4によると、2012年の労働者報酬(労働所得)比率は45.6%(1997年の52.8%より更に7.2ポイント低下)に留まっている。比較のために日本の場合を見ると、労働所得対資産所得<sup>17)</sup>の比率は、概ね70%対30%といった値である。中国の労働分配率(労働者報酬の比率)は、日本に比べて、相当低いことがわかる。

一般的に、発展途上国は、開発の初期段階での資金不足の問題が深刻であり、資本が重視されて、外資に対する一連の優遇措置が講じられる。その結果、企業所得の国民所得に占める比率が高くなる傾向がある。それに対して、労働所得は低く抑えられ、低賃金現象が普遍化する。また、中国の場合には、都市正規労働者と農民工と呼ばれる非正規労働者の間で、労働市場の二重構造が存在している。これに依存する形で「賃金の二重構造」の存在も確認出来る。「賃金の二重構造」の下で、都市部住民の賃金収入は、農民工と違って、大まかにGDPに見合っ上りする傾向にあると言える。しかし、様々な民生問題の悪化（この点は後述）により、消費行動が保守化しているのが現状である。

労働者の低賃金と貧弱な社会保障体制は、中国の国民（特に農村部の人々）の消費者心理を保守化させ、購買力を低下させ、内需を低下させるという結果をもたらした、と言える。

表4 全国主要省の分配国民所得の構造

	2012					2010					2005				
	GDP	労働者報酬	生産税	固定資産減耗	営業利潤	GDP	労働者報酬	生産税	固定資産減耗	営業利潤	GDP	労働者報酬	生産税	固定資産減耗	営業利潤
全国	100	45.6	15.9	12.9	25.7	100	45.0	15.2	12.9	26.9	100	41.4	14.9	14.1	29.6
北京	100	50.9	16.2	12.7	20.2	100	49.0	15.6	13.6	21.8	100	45.2	15.9	14.8	24.1
天津	100	39.1	16.6	11.7	32.6	100	38.6	15.2	12.5	33.7	100	31.5	13.9	19.7	34.9
上海	100	41.6	19.9	12.2	26.3	100	39.3	19.2	13.3	28.2	100	35.7	16.4	15.5	32.4
江蘇	100	42.3	14.5	13.3	29.8	100	41.4	15.2	13.2	30.2	100	40.9	16.2	14.1	28.8
浙江	100	42.1	15.9	12.9	29.2	100	38.9	15.4	12.0	33.7	100	39.7	14.2	14.2	31.9
山東	100	38.5	16.6	14.3	30.6	100	39.5	16.0	13.7	30.8	100	35.3	15.9	14.2	34.6
広東	100	47.7	15.8	13.2	23.3	100	44.4	14.9	13.4	27.3	100	39.5	16.0	13.6	30.9

	2003					2000					1997				
	GDP	労働者報酬	生産税	固定資産減耗	営業利潤	GDP	労働者報酬	生産税	固定資産減耗	営業利潤	GDP	労働者報酬	生産税	固定資産減耗	営業利潤
全国	100	50.0	16.0	14.0	20.0	100	51.0	15.0	14.0	19.0	100	52.8	13.6	13.2	20.4
北京	100	41.2	15.6	12.1	31.1	100	45.6	17.4	12.3	24.7	100	47.9	16.8	16.6	18.7
天津	100	43.0	18.0	16.8	22.2	100	46.7	16.4	17.1	19.7	100	50.9	14.9	13.4	20.8
上海	100	34.8	15.1	25.4	24.8	100	35.0	14.0	24.3	26.7	100	34.7	12.1	21.9	31.2
江蘇	100	48.9	15.3	12.8	23.0	100	49.7	15.2	12.0	23.2	100	51.4	13.7	12.2	22.7
浙江	100	46.6	12.3	14.9	26.3	100	49.4	12.7	14.5	23.4	100	47.5	9.5	12.2	30.8
山東	100	47.8	21.7	14.7	15.8	100	47.8	18.9	14.1	19.2	100	45.3	16.8	12.9	25.0
広東	100	45.0	15.2	16.6	23.2	100	48.1	17.0	18.1	16.9	100	49.2	15.4	15.5	19.9

出所：『中国統計年鑑』各年版。

<sup>17</sup> GDPの分配に際しては、「賃金（労働）所得」と「資産（財産）所得」の二つに分類出来る。このうち「資産（財産）所得」は、更に「実物資産所得と金融資産所得」等に再分類出来る。橘木俊詔（1998）参照。

第3は、貿易摩擦の問題である。内需不足によって、中国経済は国際市場への依存度を一層高める。そのために国際間の貿易摩擦及び訴訟が激化している。具体的には、中国の安価な消費財が輸出対象国の市場を奪い、当該国にデフレを引き起こす可能性を生む。そしてそれは、輸出対象国労働者の雇用機会を減少させることとなり、輸出対象国の国民の反発を買うケースがすでに多発している<sup>18</sup>。

また、「中国的経営」（低生産コスト依存）のネガティブな効果が企業に跳ね返っている事例も観察される。例えば、労働者権益の犠牲と環境悪化を代償にする成長（及びその製品）は国際社会の監視の対象となっている。1995年以降、「SA8000社会的責任認証」を受けた世界の大手卸売業者が中国で買付けを行う際、「生産規則項目」に照らして、次第に中国側の供給企業に対して定期的に「社会的責任」について検査を行い、改善を促すように努めている。

第4は、環境費用排除による負の外部性問題である。生産者による環境費用の排除が、労働者権益の犠牲と並んで、生産費用の低減に役立ち、中国製品の国際的な価格面での優位性の重要な源となっている。しかし負の外部性の出現を無視してはならない。それは、(1) 国内で深刻な環境汚染問題が広がり、国民の健康を損なう事例が多発していること（生活面）、及び(2) 環境立法が欠如している状態は、企業が環境技術を導入・開発し、生産と管理のプロセスを改善するインセンティブを失わせている<sup>19</sup>ことに表れている。その延長線上で、中国経済の発展における資源・エネルギーのボトルネックが出現し、石油・資源市場の国際価格（の上昇）にも影響している（生産面）。言い換えれば、企業のインセンティブの問題を解決出来なければ、中国製品を「価格競争力」から「技術競争力」へ切り替えさせることは不可能である。

第5は、「生産者主権」の経済的影響である。挙国体制の下で、マイホーム、マイカーの時代が速いスピードで中国社会に押し寄せている。マイホームとマイカーの消費ブームは、直接的に中国の重工業比率を押し上げている。

1978年に56.9%だった重工業の比率はその後徐々に低下し、1990年には50.6%となった。しかし、その後上昇し始め、2012年には71.9%に達したのである。重工業の著しい発展が認められる（表5）。

重工業比率の上昇は、通常は、「ホフマン法則」に沿ったものとしてポジティブに評価されるものである。ただし、中国に関しては、以下の二点に留意が必要である。

第1に、資源の対外依存度が高まりつつあるということである。中国の経済発展モデルは、エネルギーと資源消費型の発展モデルでもあるため、戦略的資源（例えば石油、鉄鉱石、マンガン、銅、鉛、亜鉛）の輸入依存度が年々高まっているのが現状である。

2011年、中国の経済成長率は2桁から9.3%へやや鈍化したが、資源・エネルギーの輸入は引き続き増加傾向にある。同年の鉄石輸出入総額は9,571億ドルに上っており（対前年比34.3%増）、原油、石炭、鉄鉱石、アルミニウムなどの輸入増加幅が大きい。その中で、石炭は2009年から純輸入に転じ、2011年の輸入量は2億2,228万トンに達している（対前年比20.3%増）。また現在、石油の対外依存度は56.7%、鉄鉱石は56.4%、銅は70%に達している。

第2に、1980年代以降、中国のマクロ経済における投資・生産能力過剰問題が数度にわたって

<sup>18</sup> 一国の政治体系においては、「4P」と呼ばれる主体——議会（Parliament）、世論（Public Opinion）、圧力団体（Pressure Group）及びメディア（Press）——が重要である。この点については、クリストフ・希尔（2007）、259頁参照。

<sup>19</sup> 中国の環境ガバナンスの問題点については、陳雲（2008b）参照。

表5 中国の軽工業と重工業の比率 (%)

	軽工業	重工業
1952	65.6	36.2
1970	46.1	53.9
1978	43.1	56.9
1990	49.4	50.6
1995	47.3	52.7
2000	39.8	60.2
2005	31.3	68.7
2010	28.6	71.4
2012	28.1	71.9

出所：『中国統計年鑑』各年版より作成。

顕在化している。中国工業与信息化部によると、2012年、鉄鋼、有色建材及び化学等の原材料を含む、19の業種の生産能力過剰問題が深刻である。「鉄鋼業の生産能力過剰は1.6億トン、セメントは3億トンを超え、アルミ精錬の利用率は65%しかない」と言われている（中国工業与信息化部2012）。

そして、WTO加盟後の現在では、内外の諸要因が複合して、原材料・エネルギー価格の上昇によるコストプッシュインフレを引き起こす可能性がある。また同時に、バブル化している住宅やマイカーの消費ブーム、及び不健全な金融システムが国内の資産バブルを引き起こしている。このような問題を解決出来なければ、結局は、中国経済に深刻なダメージが及ぶものと思われる。日本のバブル崩壊による「失われた10年」の教訓はそれほど距離のあるものではないだろう<sup>20</sup>。

そうした諸問題を危惧する中国の指導部は、2005年の中央経済工作会議で、住民の消費能力の拡大を2006年の重点任務と規定した。そのために、所得格差の是正以外に、「不動産業」が経済発展を牽引する効果に対する「一方的な」重視から、急速な不動産価格の高騰が消費者にもたらす消費抑制効果の重視へと政策転換を求めたのである。

同時に、「走出去」戦略が国家戦略として提出された。2000年秋に行われた第15回党大会の「五中全会」は、「走出去」戦略を第10次5カ年計画に盛り込むことを決め、2001年3月の全人代で承認された。具体的には、商務部が政策制定、発展与改革委員会がプロジェクト審査、国家外貨管理局が金融サポートをそれぞれ担当する。

中国の対外投資の規模の拡大は著しい。対外投資額を見ると、2007年の165億ドルから2012年の772.2億ドルに膨らんでいる。業種別に見ると、資源・エネルギー関係の投資が顕著である。「走出去」戦略の投資主体は多元化しつつあるが、国有企業（特に中央直属の国有企業）が依然として首位を占めている（李桂芳2011）。「走出去」戦略の実施は、資源獲得戦略の他、過剰な生産能力を実施に移す意図も含まれている。なお、2011年の時点で、対外直接投資の規模は、対内直接投資の51.8%に達している（日中経済協会2013）。

しかし、「走出去」戦略を実施した中国は、「新殖民主義」の批判を浴びせられることとなっ

<sup>20</sup> 中国のバブル現象と日本との比較については、森田憲・陳雲（2013b）、（2014a）、（2014b）を併せ参照されたい。

た（特にアフリカでの資源型投資に対して）。資源の略奪や環境の破壊、更に労働者の人権問題（低賃金、事故予防措置の不備等が焦点である）などが批判の材料に挙げられた。しかし、当然のことだが、それは中国国内の発展モデルに非常に似通っていることがわかる。「走出去」戦略とは、言い換えれば、中国モデルの「走出去」でもあり、海外版の中国モデルは、国内のモデルを観察するもう一つの窓口であると言える。

## （2）民生問題の噴出と新政治経済学の時代（2007年以降）

中国の諸都市で普遍的に発生した様々な公民権運動は、ダイナミックに変動する中国の経済と政治の事情を反映したものである。民生問題の悪化が、公民権意識と市民運動を誘発したのである。中国の発展モデルが、新政治経済学の時代に入ったことを明瞭に示していると言えよう。

すなわち、これまでの政経分離式の中国の改革開放は転換期を迎えているのである。

2007年の党大会における総書記報告の中で、「民生問題」が単独の1章として扱われた。低コスト依存型経済モデルによって慢性的に累積した副作用がついに臨界点に達しようとしている。

民生問題は、「慢性的民生問題」と「悪性・急性的民生問題」に分類される。2007年以前には、「慢性的民生問題」が主要な問題であった。具体的には、住宅難、高価で不平等な医療・教育などが挙げられる。これらの諸問題に遭遇する市民は困難を強いられるが、すぐに改善されるわけではない。辛抱強く我慢するのが一般的な選択であった。

福祉社会の目的に照らして見れば、当面、国民の批判的となっている中国の教育、医療、住宅問題の本質は、「政府による民間の富の剥奪構図」（民から官への「逆の財政移転」）であることを顕著に示している。「教育市場化」、「医療市場化」、「住宅市場化」（中国語での表現）というスローガンの下で、政府は、本来持つべき公共財の供給責任を怠ってきた。医療の場合には、財政（政府支出）が負担すべき医療予算（公立病院の運営費、医療従事者への報酬等）を患者負担（病院は結局、高い薬代や過剰な検査費徴収などを通じて賄うしかない）にさせ、住宅の場合には、バブル化した不動産価格のうち、大半は「土地譲渡金」や各種税・費用の形で地方政府の財政収入へと流れてしまった（土地市場においては、政府が唯一の売り手として独占権を持つ<sup>21</sup>）。長い間にわたって、政府財政収入の成長率は、住民所得及びGDP成長率をはるかに上回る速度で推移した。

その結果、「国富民窮」（政府が潤い、民間が貧窮した）の状況が現れた——「国（政府）と国民」における富の格差は、中国の格差を観察するもう一つの重要な視点であろう（この段階の移行体制の特質とも言える）。

一方、2007年以降の時期には、「悪性・急性的民生問題」の大暴発が発生した。二種類の悪質な民生問題が明瞭に現れたのである。一つは、都市部の「強拆」（民家の強制撤去）及び農村部の「強征」（農地の強制収用）問題、もう一つは、環境問題である。

環境問題（環境権問題）と「強拆・強征」問題（私有財産権問題）は、住民にとっては死活問題或いは「生存権」そのものの問題である。従って、譲歩する余地は存在し得ない。そのことが、近年中国各地で発生している「群発事件」<sup>22</sup>の中で、環境汚染問題と「強拆」及び「強征」問

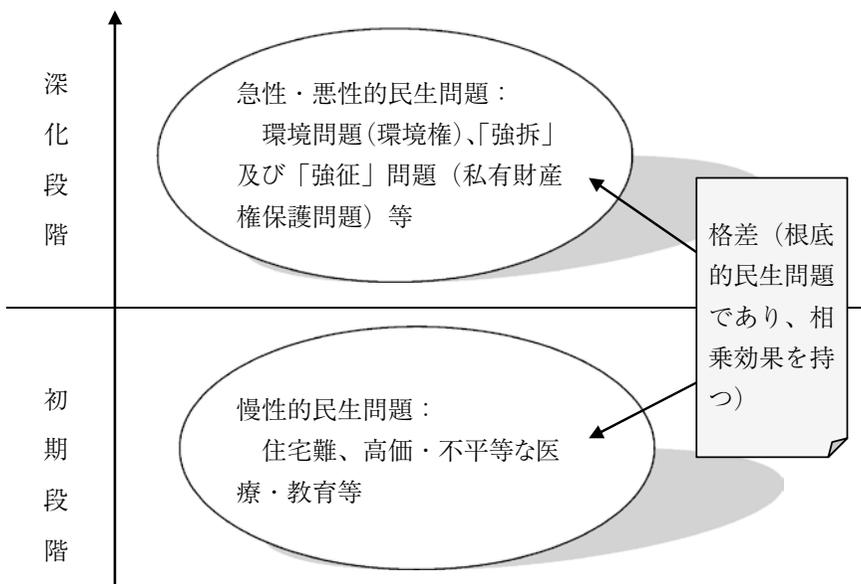
<sup>21</sup> 中央党校の周天勇は、「土地制度の現状と課題」という論稿の中で、次のように述べた。「2010、2011、2012の3年間で政府が得た「土地譲渡金」は年間3兆元を超えた。2013年は更に4.1兆元となった。土地譲渡金が不動産価格の半分を占める。各種税や費用を加えると、不動産価格の65%に達する」。『鳳凰財經』サイト：<http://finance.ifeng.com/news/special/ztytudi/> 参照。

題の比率が圧倒的に大きい理由である（劉能 2011）。ただし、通常の「強拆・強征」問題に比較して、環境汚染問題の被害者数は明らかに大きく、従って、当然社会的反発もまた大きい（陳雲・森田憲 2010b、Yun Chen 2012、陳雲 2013）。体制移行の臨界点を形作ったのは、まさにこのような悪性の民生問題である。

図5は、「民生問題」が発展の初期段階の「慢性」から深化段階の「急性」へ進む様子を表したものである。そのうち、格差は根底的な民生問題として現れ、個人・家庭への「貧困の再生産」効果の他、経済社会の不安定化や、政治合法性危機の重要誘因ともなる。

民生問題は、「国民に対して責任を持つ政府」でなければ解決出来ない問題であることは明らかであり、既存の政治体制の在り方が問われている。

図5 「中国モデル」が経験した二つの時期



出所：筆者作成。

### (3) 漸進主義的政治改革の道

日本では、経済の長期停滞について、「失われた10年」或は「失われた20年」という見解が存在するが、われわれは、中国の場合も、同じく「失われた20年」が存在すると考えている——それは1990年代以降の政治改革の停滞現象を示す言葉である。

中国のこれまでの制度変遷は、理念先導ではなく、「現実追随」的な性格のものである。悪化する政策課題は触媒のように、制度の進化を促してきた（Yun Chen 2009, Chapter 5）。しかし、進化はいつもスムーズに行われるわけではない。中国の政治改革における「失われた20年」は、旧体制及び新たに生成した「特殊利益団体」の壁の厚さを物語っている。

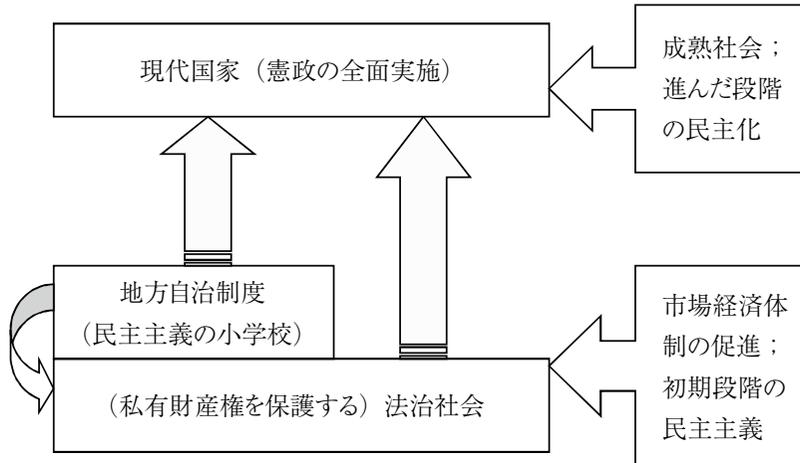
中国の「現代化」への歩みは、「工業化プラス都市化」の第1段階を経て、第2段階の「民主

<sup>22</sup> 深圳市共産党委員会、市政府が發布した「深圳市群発性事件の予防・処置に関する実施弁法」（2005年9月30日、深弁〔2005〕51号）によると、「群発性事件」とは、「人民内部の矛盾に誘発されたものであり、多数の人員参加によって公共の安全を脅かし、社会秩序を攪乱する事件」を指す。

化プラス公民化」に差し掛かっていると云える（陳雲・森田憲 2010a、第7章）。

20年も停滞したままの政治改革を一体どのように前進させるのか。「新政治経済学」の時代に突入した中国には様々な選択肢がある。漸進主義的制度改革の方策として、われわれは以下の提案をしたいと思う（図6）。

図6 現代国家への挑戦



出所：筆者作成。

まず第1に、「法治社会」の基盤をしっかり築き上げることが必要であり賢明である。第2節で述べたように、「資本主義の精神」は法治精神である。市場経済化改革を進めることを決めた中国において、真っ先に要求されるのは法治精神である。

中国の体制移行における「法治社会」の役割は、何と言っても、民主主義への「過剰動員状態」を抑圧出来る点に尽きる。「過剰動員状態」というのは、民主主義の良好な運営に必要な経済的・社会的基礎が未だ出来ていない段階での大規模な政治参加を指す。しかし残念ながら、発展の初期段階から、中国の「法による秩序」作りが遅れ、そのことが民生問題の悪化を刺激する要因となった（法による救済措置の不備）だけでなく、民主化へのニーズを煽る効果も見られた（様々な「群発事件」や抗議活動の頻発）のである。

すなわち、この段階で仮に最初からしっかりとした法治秩序が存在し、国民の満足度を一定の水準に保つことが出来ていれば、国民自らは政治参加（民主化）に踏み込まなくてすむ。東アジアモデル式の「賢明権威主義体制」は、「最善」ではなく、その時代にとっての「最適」なのである。そして、法治基盤を持つ権威主義体制の最優先の発展目標は「成長の共有」である。

第2に、民主化の側面において、「民主主義の小学校」である地方自治を早急に実施する必要がある（併せて、党内の民主化改革すなわち「党務改造」<sup>23</sup>も不可欠である）。それは次のような理由による。

（ア）ハイレベルの民主主義の準備段階

なぜなら、「質の高い民主主義」の運営には、様々な社会的・経済的な条件が必要だからである。そして、そのための「時間稼ぎ」が必要となるだろう（東アジアモデルを念頭に置いて）。

<sup>23</sup> この点は、1950年代における台湾国民党の党務改造が参考になる。松田康博（2006）第1章参照。

ただし、民主化はしばらく遅れることはあっても、何れは到来するものである。それはアブラハム・マズローの言う「人間需要の階層性」(hierarchy of needs)によって決められるものである(民主化のミクロ的基礎と言えよう)。そして、国民による政治への広範な参加という段階が到来する前に、(たとえ権威主義体制の下でも)国民の政治的素質を前以て訓練しなければならない。地方自治制度は「民主主義の小学校」として意義が重大なのである。

#### (イ) 中央地方関係安定化の秘訣

また、中国の中央地方関係は「一放就乱、一乱就収、一収就死、一死再放」の循環から一向に逃れ得なかった。そこには多大な取引費用が発生している。一方、1980年代の財政制度改革にせよ、1994年の分税制にせよ、あくまでも「財政権」の改革であって、「事務権」及び「人事権」との整合性については考慮されなかった。従って、「財政権と事務権の非対称性」のディレンマが生まれるのは必至であろう。安定的な中央地方関係作りにおいても、地方自治制度の枠組みでの「三位一体」の改革が急務となる。

#### (ウ) 成功の保障及び歴史の経験

自治の範囲が個人の生活圏、通勤圏、社交圏と比較的一致し易いため、高い「利益関与度」と高い「情報の対称性」が生まれる。そして、この二大特徴は、地方自治の成功の保障となる。

古い時期のイギリスの郷民大会や教区大会が古典的な地方自治の原型だった、また、アメリカにおける郷鎮は新大陸住民の基本的社会組織形態である、としてトクヴィルによって評価されている(Tocqueville 2001/1840)。当然、各々の規則も存在した<sup>24</sup>。実際、古代郷土社会の中国においても、中国版の「自治憲章」とも言える「郷規民約」が各地に遍在している(牛銘実2005、Yun Chen 2009, Chapter 4)。中国の郷土地域は長い間「皇権」、「紳権」、「族権」による「共治空間」であった(陳雲・森田憲2010a、第3章)。すなわち、古代から世界のどこにでも、それぞれオリジナルの自治の方式が存在したわけであり、地方自治の普遍性、有効性が証明出来るように思われる。

地方自治は、近代国家(地域共同体)建設にも積極的な役割を果たしている。実際、中国が現代国家への挑戦に挑む度に「地方自治」の姿が存在した。例えば、清朝末期に、立憲政治を導入しようとする清政府はいち早く日本に学び、地方自治規定を作成した。光緒34年の「城鎮郷地方自治章程」及び宣統元年の「京師地方自治章程」、「府県州郡地方自治章程」がそれに該当する。当然、それらの章程は実行されることなく、清朝は崩壊してしまった。しかし、地方自治制度の精神は、逆に更なる成長を遂げ、社会の共通認識として広がることとなった。「軍閥混戦」の中、広東、湖南、浙江を中心とした地方政権は、地域振興のために地方自治制度の実験に熱心であった(それは、13世紀封建時代の西欧を想起させる。この点は後述)。更に、1939年、国民政府の時期に公表された「新県制」の中でも、「地方自治」と従来の「官治」を融合させる内容が盛りこまれた(ただし、この時期は日中(中日)戦争の最中であり、国民党統治地域と共産党根拠地が分裂したままで、実施に当たっては地域差が大きかった)(魏光奇2004、第5章)<sup>25</sup>。全体的に言えば、中国大陸では安定した地方自治制度の実施はなく、真の実践は1949年以降の台湾に移っ

<sup>24</sup> 任軍鋒(2011)は、「人民はなぜ故郷をそんなに愛しているのか、アメリカの政治文化と郷鎮という組織形態との間に、どのような関連性があるのか」という問いの答えを求めて、アメリカの郷鎮精神を考察している。

<sup>25</sup> なお、馬若孟(1999)は、1939-1943年の間に満鉄が行った「中国農村慣行調査」に基づいて、華北農村の経済及び権力構造を描いている。

た。

1946年の『中華民国憲法』に、地方自治制度はその一章として盛り込まれた。大陸ではなく、台湾で実施された当該憲法の下で、地方自治は権威主義体制と接点を持ち、有効に活用されたと言える（薄慶玖 2001）。基層レベルの民主化は、台湾全体の建設や政治的安定性という土台の上に成立したものと言えるだろう（なお、台湾に特徴的な地方統制については、松田康博（2006）、第3章参照）。すなわち、基層レベルの民主主義と高いレベルの権威主義の「組み合わせ」は、ある種の「政治的分業体制」と見なすことが出来る。

これとは逆に、多くの途上国は、それぞれの政権が「インボリューション」（Involution）に手を焼いたと言える（杜賛奇 2003, 66-67頁）。呂曉波は、中国共産党のような革命政党は、日常的政策課題に対して適切な近代官僚システムを形成出来ず<sup>26</sup>、革命当時のイデオロギー的結束力も喪失してしまったとすれば、組織の「インボリューション」が起き得ると指摘した（Liu Xiaobo 2000, 22頁）。

なお、上記の「インボリューション」という概念は、アレクサンダー・ゴールデンワイザーが最初に用い、クリフォード・ギアツがインドネシア（ジャワ島）の農村社会及び稲作の現場を観察した際に援用したものである。要するに、増大する人口を養うために、稲作に労働の追加投入が続けられた。しかしやがては農業の生産に限界がやって来る。人口圧力と資源の有限性の双方からの圧迫により「袋小路」に入り込むことによって、農業の発展は停滞し、農村社会も自滅の道をたどっていくという状況を意味している（Goldenweiser 1936, Geertz 1963）。それと同様に、政治の合法性への挑戦も二つの角度からやって来る。一つは現代国家建設に関する政策課題の複雑化であり、もう一つは、組織（国家や政党）による資源吸収力（高質な官僚システムの維持等）の低下である。その双方からの圧迫によって自滅の道をたどることになる。そうした状況を勘案すれば、「法治社会」と「地方自治」が、救いの源泉となることが容易に理解されるだろう。従って、この二者は、世界各国の政治制度における最小公約数となっている。

われわれの提案の第3は、「地方自治」と「ローマ法統」との間には深い関係が存在しているということである。

#### （ア）西欧の経験：分権と競争が王道

本稿第1節で、われわれは東西の「法統」について議論を行った。だが、実際のところ、更に追究すべき疑問が残っている——ローマ法が代表する欧州法統は一体どのように守られてきたのだろうかということである。西欧の経験に基づいて言えば、「地方自治」は、新しい生産関係や制度的イノベーションを促進する土壌たる存在であり、「ローマ法統」の守護神とも言える存在である。

最初の地方自治は原始的状态にあった。例えば、西欧の封建荘園制は一種の古典的地方自治と考えることが出来、その後西欧各地で誕生した「自治都市」もまたその延長線上で出現したものである——国王によって「自治権」が授与された「封建領主」たちは、新興資本家や商人たちによる「都市自治権」の要求に容易に同意するであろう（「リース料」を確実に支払うことを前提に）。一方、ローマ法が最終的に形成されたのは6世紀だが、それよりはるか以前に、私有財産権を保護する法的精神がすでに芽生えていたのである。

その際の重要なポイントは、地方自治とローマ法統の間に、相互促進効果が存在するというこ

<sup>26</sup> 「家族主義」の原理に基づいた中国政治権力中枢（中共中央政治局常務委員会）の様子については、王元（2011）参照。

とである。封建領主や自治都市は、私有財産権保護並びに資本主義の拡大を擁護する措置を通じて、富の拡大を実現し、地域の繁栄を図った。そして地域の繁栄はまた地方自治を強化する効果をもたらした。要するに、商業主義（後の資本主義の芽生え）に相応しい「法的精神」を守るインセンティブは、地方自治の単位である封建領主や小さな公国間の競争によって与えられるものと考えられる。そして、そうした競争の源泉とは「安全保障」であり、「経済的豊かさ」であり、「名誉と誇り」であって、何れも「人間（領主たち）需要の階層性」に沿ったものに違いない。封建制がもたらした競争性は、中国の春秋・戦国時代<sup>27</sup>にも観察された。各国は富国強兵のために、人材を招致し、様々な「変法」を起こした。例えば、魏国の李悝変法、楚国の呉起変法、秦国の商鞅変法などが挙げられる。

#### （イ）中央集権制指向の中国：「乱世」と「治世」の対比及び示唆

対照的に、秦以降の中国の状況を見てみよう。紀元前221年から、中国は秦の始皇帝によって統一国家（「大一統」体制）となった。統一国家のための制度作りは立派なことだが、しかし新しい生産関係と制度的イノベーションの可能性を著しく抑圧する環境作りも出来たのである。中国の歴史上、「治」（統一）と「乱」（分裂）の循環が続いたが、皮肉なことに、「乱世」になって逆に文化的繁栄や経済的繁栄がよく見られることになった。言わば、先秦の「諸子百家」という思想界の繁栄は、春秋・戦国時代のような「乱世」において初めて可能だったのである。その後の盛唐の時期に、詩と歌の創作こそ頂点に達したが、思想分野では暗澹たるものであった。清の「乾嘉盛世」も同様である。10億文字にもものぼる『四庫全書』の編集には成功したものの、思想統制の厳しい時代でもあった（清が自主的に立憲政治へ変身出来なかった理由は、長い間の思想統制の結果だと思われる）。清崩壊後、中国は中華民国の時代を迎えたが、中央政府の支配する範囲が限られ、地方勢力が強かった。言わば事実上の分裂状態が続いたのである。しかし皮肉なことに、この時期の中国思想界は再び自由に開花した。儒教思想が依然として勢力を持っていたが、同時に資本主義や、社会主義、無政府主義、国家主義、自由主義等ありとあらゆる思想流派が伝播の空間を得ていた。そして、そういう状況に終止符を打ったのは、周知のように、1949年の内戦の終結であった——国民党は台湾退去を余儀なくされ、共産党が大陸を再び統一した。その後、思想統制がそれに追従するかのよう瞬く間に再び開始されることになった。

要するに、「乱世」とはいわゆる「競争社会」（従って、文化や思想の多様性が保てる）であるのに対して、「治世」は統一性を厳しく要求する「非競争社会」に他ならない。中国の歴史上の「統一・分裂」の循環に伴い、思想界も「抑圧・解放」のサイクルを経験してきたのである。注意すべきことは、国家統一それ自体が悪いのではなく、問題を惹起するのは政治体制だということなのである。「統一・分裂」における思想と文化のサイクルは、前近代国家の範疇のディレンマである。対照的に、近代国家の場合には、統一国家のメリットを喪失しないことを前提に、「分権」を最大限にする工夫をしてきた。それは「地方自治」であり、「連邦制」であり、そして公民権としての「言論の自由の保障」である——究極的に言えば「憲政」である。

#### （ウ）中国の「法家」、「法統」及び文明進化の停滞

中国の国家体制と「法統」の関係についてももう少しふれておこう。興味深いことに、中国古典思想の中に「法家」があった。法家が「諸子百家」の一つとして現れたのは春秋時代である。「法

<sup>27</sup> 春秋・戦国時代は、中国歴史上の「東周」と重なり、封建制の西周時代（概ね紀元前11世紀－紀元前771年）が終わった後の時代である。春秋時代と戦国時代とは、それぞれ紀元前770年－紀元前476年及び紀元前475年－紀元前221年という二つの時期を指す。

家」は西洋の意味での「法によるガバナンス」ではなく、むしろ君主を中心とした中央集権体制の必要性を強調するものであった。戦国末期の韓非は、「法、術、勢」三位一体の統治法を君主に勧めている。統一後の秦王朝も法家思想を治国の思想として重視した。ここに至って、法家は完全に中央集権下での皇権の召使となった。

ただし、法家は、統一秦王朝の前には豊富な可能性を秘めていたと考えられる。例えば、春秋時代の法家管仲は重商主義者で、私有財産権の尊重の下での商業経済を推奨した。そして戦国時代に、秦国の法家商鞅が二回にわたって「变法」（政治改革）を行っている。具体的には、土地の私有化を認めたり（「井田制」という土地の国有制を廃止）、犯罪根絶のための重罰制度を定めたり、「県制」を実施したりする（中央からの県令派遣、地方勢力の抑制）等がその内容として挙げられる。

歴史の発展の軌跡には、偶然性が存在している。もし始皇帝のような強い人物が現れなかったら、もし中国で西周時代に類似した「封建制」が続いたとしたら、中国の法統も西欧に似たような方向へ発展していっただろう。すなわち、私有財産権の保護が貫徹され、王権は常に民権との間に一定の緊張感を保ち、「有限的」な存在となったものと思われる。

その意味で、秦の始皇帝に端を発する中央集権的な政治体制は「早熟体制」である。当該体制は、中国を農業文明の頂点に押し上げたと同時に、工業文明へ邁進する道を自ら塞いだ——中央集権の体制、小農経済、儒教思想（秦王朝の後法家は消え、その思想は儒教に統合された）という「宗法一体化」構造は互いに支え合い、「超安定構造」が生まれたのである。その結果、中国の歴史において、王朝の末期には農民の蜂起が繰り返し、王朝が交代したとしても、新王朝は前の王朝のコピーに過ぎなかった（金観濤・劉青峰 1987）。

この「早熟体制」によって、中国は西欧より文明の発達が早く、技術進歩も優れていた（四大発明が顕著な例）。しかしその反面、中央集権体制が長く続き、それによって制度及び技術的イノベーションの駆動力が次第に衰えていくことになった——「ニーダムのパズル」<sup>28</sup>を解く鍵はここにあるものと思われる。それに比べて、西欧は発育の遅れた子供のように、王国間の混戦の泥沼に陥り、暗い中世を経験した。しかし、一方で混乱している世の中は、他方で斬新な文明開化の時代の到来を育んだのである。

結論として言えば、制度と技術の進歩は環境によって誘発されるものだと言うことである。封建制のような「分権体制」の下で、王国間の緊張感は新しい制度と技術のイノベーションの源泉となるのに対して、中央集権制は「競争」を許さない体制であり、私有財産権保護や平等な身分の保証を前提とする資本主義や、それに相応しい法統作りとは明らかに相容れない。

従って、現代の統一国民国家の場合、技術と制度の持続可能なイノベーションのために、経済面での「市場経済体制」と政治面での「地方自治制度」（規模の大きな国家なら、「連邦制」と言う複合的分権体制を採用）が、その基礎的な制度として存在することになる。

#### （エ）中央集権制と格差

最後に、中国における前近代的国家体制（中央集権的「大一統」体制）は、地域格差にも深く影響したものと思われる。言い換えると、国土の均衡的発展は「大一統」体制の下では実現し

<sup>28</sup> 「ニーダムのパズル」とは、ジョセフ・ニーダムによって、『中国科学技術史』の中で提起された疑問である。すなわち、16世紀半ばごろまでは中国の文明と技術力が世界をリードしていたにもかかわらず、なぜその後、中国ではなく西欧が先に近代化に成功したのかという「パズル」である。例えば、Needham (1954), Lin (1995) 等参照。

難い。集権的な中央政府は、首都や特別な地域（例えば国境の重点地域）に富の投入や人口の誘致を行い、他の地域への配慮は十分ではなかった（多くの場合、賦税の対象として扱ったのである）。そうした二極化政策の下では、地域格差の拡大は避けられない。一方、そうではなく、王朝交代の間の分裂時期（或は統一国家の名の下で、地方政権が独立して運営が出来た時期）には、各地域の政権は、様々な地域振興策を打ち出し、経済と文化の繁栄をもたらした<sup>29</sup>。中国全土で見ると、そうした地方の自助努力は地域間格差の縮小に貢献したと言える。

この状況は、前述した13世紀封建制下の西欧の状況に似通っている。

18世紀のフランスでは、中央集権制（絶対君主制）が成立した。国家は、行政、司法、徴税など全般にわたって絶対的権利を獲得し、貴族たちは政治面の無力化と経済面の特権化を進めることとなった。そこで何が起きたかと言うと、一方で都市部の繁栄であり他方でそれと対照的な農村部の境遇の著しい悪化である。時には13世紀の農民よりも苦境にあったと言われる（トク维尔1992/1856、「はじめに」参照）。「革命」の根本的な原因はここに存在したと思われる（繰り返してふれておけば、統一国家それ自体が悪いと言うより、統治体制の問題と言うべきものである）。

それに対して、改良主義の道に成功したイギリスは、明らかにフランスの状況とは異なっている。1215年の「大憲章」以降、立憲政治の道を着実に歩み、従ってイギリスでは中央集権制が樹立されることはなかった。

今日の中国は、依然として前近代的中央集権体制から脱皮していない。そして、既存の権力構造が地域格差に与える影響及びそのメカニズムも、基本的に、変わっていない。「太陽の下に新しきものなし」（There is nothing new under the sun、出所：『聖書・新約』）であろう——制度の進化がなければ、それは当然である。

「成長の共有」及び改良主義的社会の成立は、結局進化的政治経済学の産物なのである。

### 第3節 格差の現状及び課題

先に述べた通り、「中国モデル」は二つの時期に分けて見る事が出来る。そして、「強征・強拆」と「環境汚染」といった「急性・悪性的民生問題」は、中国モデルを「経済中心の発展の時代」から「新政治経済学の時代」へと導くこととなった。すなわち、「政経分離」型の開発モデルは、遅かれ早かれ、「政経合体」型の開発モデルへ変化していかなければならない。

さて、本稿で焦点を当てる「格差」問題は、「慢性的民生問題」と「急性・悪性的民生問題」を貫通する、より根底的な問題として認識出来る。格差問題は、触媒のように、すべての社会問題と相乗効果が起きるため、開発モデルが最も重要視すべき政策目標に値するからである。

「中所得国の罨」を想起しながら、格差問題の重要性について考えてみよう。

#### 1. 格差問題の重要性

所得格差問題の重要性については、以下四つの側面から検討を試みることにする。

第1は、安定的収入は「人間の発展」の基礎だと言うことである。また、人間の自己投資は、

<sup>29</sup> 葛劍雄（1994）は、中国歴史上の「統一と分裂」のそれぞれの時期に起きた社会、政治、経済現象を詳しく描き、ディレンマの存在を確認した。

個人の発展だけではなく、社会に対しても質の高い人的資源の供給を可能にする。逆の場合には、低所得は低教育水準、低生産性につながり、経済成長にネガティブな影響を与える（Galor and Moav 2004、王少平・欧陽志剛 2007）。そして、低い経済成長率から生じる雇用機会の減少は、高失業率をもたらし、明らかに社会の不安定要因となる。

従って、第2に、社会的安定の攪乱要因となると言うことである。格差が有意に大きい社会は、貧困や犯罪に伴って社会の安定が脅かされ、混乱が起きやすい（Aghion et. al. 1999）。格差問題が、常に貧困層問題や、民族問題、政治的合法性問題（格差が拡大していくにつれ、国民の相対的略奪感が上昇し、腐敗問題に対する忍耐力が低下する）等に直接つながっているのは明瞭である。すなわち、「平等」のポジティブな効果は社会的安定であると言える（フランス革命の重要な教訓もこれである<sup>30</sup>）。

第3に、内需不足に陥る原因だと言うことである。格差が拡大していく中で、低収入層・貧困層に陥る人々が多くなれば、社会全体の消費に影響を及ぼす。呉暁明・呉棟（2007）は、標準的消費者期待効果最大化モデルを用いて計量分析を行った結果、現段階での中国都市部住民所得格差の拡大は、住民平均消費の縮小をもたらし、長期的影響は一層大きいという結果を得た。すなわち、格差を縮小させることは、低収入層や貧困層の購買力を増大させるという経済的効果があり得ることを意味する。

第4は、発展モデルの持続性に関わる問題だと言うことである。最終的に個人の手（家計部門）に入る富（所得・福祉）が、個々人の発展モデルに対する態度及び行動パターン（参加するかどうか）を決定するのである。不満な場合には、人口の移動や資産の移転という「足による投票」行動が大量に発生し、モデルの破綻を招きかねない。近年、中国から海外へ移住する人々が急増しているのは事実である。背後に存在する具体的理由は様々だが、何れにしても「費用・利益」に関する計算の結果であろう。

国民の豊かさにつながらない開発モデルは、その持続性に乏しいと結論づけられるであろう。

以下、中国の格差を「ジニ係数」、「貧困ライン」政策という二つの側面から捕捉してみよう。

## 2. 「ジニ係数戦争」の裏側

中国全体の格差は、経済成長に伴って縮小するどころか、拡大の一途である。食い止めるためには、原因の究明が不可欠である。

所得格差を観察する指標は様々だが、ジニ係数が最もよく用いられる。ジニ係数は、全体のジ

---

<sup>30</sup> 興味深いことに、概ね2012年末から、アレクシ・ド・トクヴィルによる『旧制度と大革命』（托克維ル 1992/1856）が中国でブームとなり、ベストセラーとなった。専門家の間だけでなく、政府幹部の間でも大きな人気を博した——中国共産党中央紀律委員会書記の王岐山の推薦が起因と言われる。2012年11月30日、中央紀律委員会が専門家座談会を開いた際に、書記に就任してわずか半月の王岐山は次のように述べた。「学者は後期資本主義に関する本をよく読みますが、前期の本をもっと読むべきだと思います。『旧制度と大革命』がお勧めです」（『南方人物週刊』2012年第43期、51頁）。

18世紀におけるフランス革命の起源と特徴を論じたこの著作が、中国共産党の指導層に注目される最大の理由は、中国の発展段階が18世紀のフランスに類似した状況にあるからだと思われる。この本の中で、トクヴィルは次のような疑問を提示した。「ルイ16世のフランスは、最も繁栄した時期であるにも拘わらず、なぜ繁栄が革命を加速化させたのか」。当時、政治・経済・文化の中心地であったパリは革命の震源地ともなった。

ニ係数の他、都市部と農村部、或いは地域別に分けてそれぞれ分解的ジニ係数を計算することも可能である。UNDP、世界銀行、CIAなどに広く採用されている格差指標である。その他に、都市部と農村部住民の所得倍率や、異なる業種或いは企業の従業員の賃金格差（中国の場合、特に国有企業の独占的利益及び過剰分配問題が絡んでいる。もっとも、賃金収入は家計所得の一部に過ぎない）などが挙げられる。

中国の場合、国民が所得格差の著しい悪化を実感しているのに対して、国家統計局はジニ係数の公表に消極的だった。国家統計局は、中国の1978年のジニ係数が0.317、2000年のジニ係数が0.412と発表した。その後発表しなくなった。しかし近年、状況は微妙に変わってきている。各種学術機関が自ら調査に乗り出し、結果を発表するようになったのである（所得格差は国民全体の関心であることが背景にある）。圧力を受けた国家統計局は重い腰を上げ、ようやく「応戦」に出た。このような相互作用は、（大袈裟に言えば）「ジニ係数戦争」と言えるが、そうした「戦争」の根幹に存在するのは、言うまでもなく、従来の「中国モデル」それ自体である。

2012年12月9日、西南財経大学「中国国家計金融調査与研究センター」（西南財経大学と中国人民銀行金融研究所が共同で設立した研究センター）は、8,438戸の家計、29,450人の個人に対して聞き取り調査を行った。報告書によると、(1) 2010年の中国国家計のジニ係数は、すでに0.61に達し、世界平均の0.44をはるかに上回っている（CIA 2014）。(2) ジニ係数を分解してみると、都市部家計のジニ係数は0.56であるのに対して、農村部では0.60に達した。都市部より農村部の所得格差の方が大きい。また都市部家計の所得は農村部の2.5倍に相当している。(3) 地域格差を見ると、東部地域の家計の所得は西部の2.8倍であり、そのうち東部の商工業所得は西部の9.1倍、投資型所得は西部の8.7倍に達する。

国連による2007-2008年の各国ジニ係数の順位をみると、中国は93位であり極めて高く、格差が大きいことがわかる。実際、同データによれば、0.60を超える国々は6カ国しか存在していない。もし西南財経大学の調査結果が正しければ、中国のジニ係数は「世界ワースト7位」という結果になる。

2012年1月17日、「2011年国民経済運営状況記者会見」の場において、国家統計局長・馬建堂は、『大公報』（香港）の記者の質問に対して、なぜ2000年以降ジニ係数の公表が途絶えたのかという理由について、次のように説明した。「われわれが慎重な検討を経て行った、住民収入調査方法に基づいた計算結果は、実際の数値を下回る状況にあった。従って、公表を差し止めた」。

2012年末、民間研究機関からの圧力を受けた国家統計局は、ようやく対応を始めた（表6）。しかし、国家統計局が公表したジニ係数の数値は西南財経大学の数値よりかなり低いものであった（2013年のジニ係数は2014年1月に公表された）。

中国のジニ係数をめぐっては、様々な議論が行われている。実のところ、中国のジニ係数が比較的把握し難い理由が存在する。その重要なものは、概ね以下の四点である。

第1に、都市部住民の「可能な収入」と農村部住民の「純収入」に関する調査がそれぞれ行われているが、基礎的な指標は一致しているわけではない。従って、それらに基づいて全国のジニ係数を計算するのは原則として無理がある、というものである。

2012年の初めに、先述の国家統計局長・馬建堂は、都市農村を一体化した調査を3年以内に実現させ、2013年から全国のジニ係数を計算出来るようにするという計画を表明した。しかし、計算結果の公表については次のように述べたのである。「慎重にアセスメントを行い、信頼出来るジニ係数ならば、公表する」。

表 6 中国のジニ係数

年	ジニ係数
2003	0.479
2004	0.473
2005	0.485
2006	0.487
2007	0.484
2008	0.491
2009	0.490
2010	0.481
2011	0.477
2012	0.474
2013	0.473

出所：国家統計局。

第2に、都市部の高所得住民の真の所得が把握し難いということである。この点は、西南財経大学の調査でも裏付けられた。同調査では、「調査員はしっかり訓練を受けたものであり、調査対象に6回拒否された場合、そこで初めて諦める」という方針で臨んだのである。その結果、農村部での拒否率が3%だったのに対して、都市部での拒否率は16%に達した（言うまでもなく、都市部の方に高所得者が多い）。

なお、西南財経大学の調査によると、中国での最高所得10%の家計が総所得に占める比率は57%、最高所得5%の家計の占める比率は44%である。この57%という比率は、アメリカの49%、ブラジルの45%をはるかに超えている。

「サンプルのうち、最低所得の5%を除けば、ジニ係数は0.60となり、それほど変わらないが、最高所得の5%を除けば、ジニ係数は0.50まで下がる。すなわち、高所得者の高いジニ係数に対する寄与率が高い」と、研究チームの責任者である甘犁は語っている<sup>31</sup>。

第3に、通常の家計にも、帳簿に載っていない「灰色収入」が普遍的に存在するということがある。この部分の把握は明らかに困難であり、しかも反映されるか否かは、最終的な数値に大きく影響する。例えば、北京師範大学と貧困研究センターにおける、李実が率いる研究チームが、2007年に調査を行い、「灰色収入」の要素を考慮に入れて数値の修正を行った結果、ジニ係数は0.48から0.52-0.53に上昇した。

第4は、調査手法の科学性についてである。西南財経大学の調査の結果が、国家統計局の調査に比べてかなり高い数値となった理由について、甘犁は、国家統計局で採用された「記帳式」調査手法の科学性を批判し、「国家統計局は最高所得者と最低所得者さえサンプルに採り入れていない」と疑問を投げかけた。

以上述べた通り、ジニ係数の客観的な計算並びにその公表に際して、信頼性のある基礎データの欠如が大きな問題である。こうした側面で、国家統計局が、長年にわたって問題の解決に向けたインセンティブを有していなかったことは明瞭である。体制的問題の他に、「中国モデル」の下で膨らんできた格差の深刻さもまた重要な理由に違いない。というのは、ジニ係数は「不公

<sup>31</sup> 2013年4月に、上海金融与法律研究院が行った学術会議の場での発言。

正・不公平係数」と理解されがちであり、既存の体制にプレッシャーがかかるのは必至だからである。

### 3. 中国の「貧困ライン」政策

ジニ係数の他に、中国の貧困率もまた厳しい状況である。現在、中国の「貧困ライン」は年収2,300元であり、この基準に基づいて言えば、総人口の10分の1相当の人々は未だ貧困ライン以下の生活をしている。

各国にはそれぞれ貧困ラインが存在する。貧困ラインは、貧困人口の測定や、福祉政策、救済制度、地域経済発展支援政策などの策定にとって重要な指標である。一般的には、それは「成人1人当り最低限の必需品」を金銭に換算した指標である。当然、「食料品支出」が主な項目だが、現在では、発展途上国における家計負担の大きな項目として「住宅支出」も挙げられている。

2011年11月29日、中央扶貧開発工作会議は、貧困ラインを農民1人当り年間純収入2,300元（約361ドル、2009年より92%増）に引き上げることを発表した。新しい基準では、全国の貧困人口は1.24億人に膨らむこととなる（対照的に、旧基準では2010年末の貧困人口は2,688万人であった）。

従って、この「貧困ライン」に関する調整の幅は大きいと言える。しかし、依然としてGDP及び農民1人当り純収入の成長率には追いついていないのが現状である。

例えば、1985年の貧困ラインは200元であったが、2011年には2,300元に引き上げられた。従って、当該26年間に11.5倍に増えている。しかし、同じ時期に、GDPは約56倍、農民1人当り純収入はおよそ17.5倍（397.6元から6,977元へ）に増大している。

世界銀行による貧困ライン、すなわち「1日当り1.25ドル」、を人民元に換算すると、2,904元となる。従って、中国の新基準は依然として、国際基準の80%でしかない。2009年の世界銀行の報告書は、1人当り1.25ドル/日の基準で計算すると、中国の貧困人口は2.54億人（総人口の19%）に相当すると指摘している。同報告書の指摘によると、アメリカの貧困ライン（2009）は、4人家族で年収22,314ドル（1日当り61ドル）である。この基準で見ると、アメリカの貧困率は15%となる。また、ベトナムは、「2011-2015年計画」の中で農村家計の貧困ラインを480ドン（1,511人民元）に設定している。しかし、ベトナムの2010年の1人当りGDPは1,162ドルであり、同時期の中国の1人当りGDPは4,500ドルだから、中国の貧困ラインの基準値が低いということは明瞭である。

なお、中国の「貧困ライン」政策に関しては、以下の問題点が存在する。

第1は、長い期間にわたって、貧困ラインの設定が低過ぎるため、ジニ係数は増大してきたのに、反対に貧困率は下がりつつあるという現象が起きている。

第2に、中国の「貧困ライン」は、農村部にのみ適用される。農村部には、「貧困ライン」の他に、「都市、農村最低生活保障制度」も設けられている。「最低生活保障制度」が、個々の家計に（保障として）支払われるのに対して、貧困扶助基金は主に当該地域のインフラ建設などに当てられる。何が問題かと言うと、これまで基層政府による「資金の流用」現象が多発しており、腐敗の温床になりやすい、ということである（貧困と腐敗は双子のような関係にある）。

第3に、流動人口の貧困問題はすでに浮上しているにもかかわらず、対象外にされたままだということである（扶貧基金は言うまでもなく、都市と農村両方の「最低生活保障制度」からも外

されている)。都市部において、流動人口の貧困発生率は概ね都市部住民の2倍以上である(李実 2003)。それだけでなく、非金銭面の貧困事情も絡んでいる。例えば、流動児童は医療保健、栄養水準、健康水準及び就学などの諸指標で明らかに都市戸籍の児童よりも劣っている。また、流動の女性人口は妊娠に関する保健事情、妊婦死亡率などの指標で都市戸籍の女性より明らかに劣っている(陳曉蓓 2003)。

#### 4. 対策は何か

中国の改革開放のスローガンは、いわゆる「先富論」(一部の地域、一部の人々が先に豊かになれ)である。そして、1980年代から展開されてきた「地域傾斜的發展戦略」(東部沿海地域優先、都市部優先)は、格差拡大に拍車をかけた。

2012年秋の第18回共産党大会では、「2020年までに、国内総生産及び国民総生産を2010年に比べて倍増する」という目標を掲げた。この「中国版所得倍増計画」に託されたメッセージは、言うまでもなく、社会的不満を形成する格差問題に対処するという決意である。

GDPの目標は、理論的には年間7.2%の成長率が続けば、達成可能である。だが困難なのは「住民所得の倍増」目標に達しない。2001-2010年の10年間に、1人当たり住民所得の成長率はGDP成長率を下回っている(GDPの水準が2.62倍に達したのに対して、住民所得は2.34倍に留まった)。賃金所得に対する「資産所得の優先性」(一次分配)という原因(第2節)の他に、社会保障を含む財政移転体制(二次分配)にも大きな課題が残っている。

それでは、所得格差の拡大が続いている現状を、一体どう打破出来るのだろうか。

何をおいてもまず、「成長の共有」並びに「国土の均衡的開発戦略」を新しいスローガン(目標)として樹立させる必要がある。そして更に、一次分配と二次分配に関わる課題にそれぞれ解決策が求められる。

##### (1) 二次分配(再分配)政策について

西南財経大学の研究チームは、主として、公平な教育と社会保障を内容とする「再分配政策」の是正に重点をおくことにした。前述の通り、「〇〇市場化」の名で行われた教育、医療、住宅体制の改革は、「民から官への逆の財政移転」現象をもたらしており、明らかに是正される必要がある。

西南財経大学の調査は、世帯主の教育水準と所得水準の関係を分析している。その結果によると、学部卒業及びそれ以上の場合、農村家計の年間所得は12.52万元、世帯主が小学校卒業及びそれ以下の場合の家計の7.88倍であること、都市部の場合には、当該倍率は4.41倍であった。また、高学歴世帯主のグループの内部におけるジニ係数は0.46であるが、低学歴世帯主グループの内部におけるジニ係数は0.58である。

すなわち、教育は社会的視点から見て、人的資源の育成を意味するが、家計の所得にも有意に影響を及ぼす。西南財経大学の研究チームは、「教育の不公平がジニ係数に及ぼす寄与度は13%である。仮に教育の限界生産性を一定とし、中国の教育水準をOECD諸国の水準に引き上げれば、ジニ係数は0.44に下がる。もしアメリカの教育水準に到達したとすると、更に0.42に下がるだろう」と推計している。

同チームは更に、次のように強調した。「アメリカもドイツもパキスタンも、大規模な財政移

転が行われる以前のジニ係数は高かった。例えば、アメリカの最貧困家計の20%の平均年収は7,500ドルだが、財政移転後には3万ドルに上昇した。同時にジニ係数も0.49から0.39に低下した」。

中国の場合、社会保障制度をはじめ、有効な財政移転は行われていない。とりわけ、農村部の社会保障の程度は都市部より乏しく、家計の所得は個人的能力に頼るしかない。そのため、農村部のジニ係数は都市部より高いことが明瞭である（高鈴芬2009、61-71頁）。その一方で、政府には潤沢な財政収入がある。例えば、2012年、中国の財政総収入は11.7兆元を超え、国有企業の収益も2兆元を超えた。同時に、財政赤字の対GDP比率は1.6%であり、財政赤字が税の総収入に占める比率もまた8%である。従って、財政赤字を増やしながらか再分配政策を展開することは、可能でありまた必要でもある。

更に、一般国民の税負担軽減策も必要であろう。例えば、(i) 個人所得税の課税最低水準の引き上げ（全国一律に3,500元という規定の合理性の問題）、(ii) 法人税（特に中小企業に対する）の見直しが挙げられる。皮肉なことに、中国では個人所得税が総税収に占める比率は極めて低い（2012年は5.8%）、国民の租税負担感は大いである。その原因として考えられるのは、次の二点であろう。第1は、高所得者が納めるべき税金を納めていないということ、そして第2は、所得格差が想像以上に大きいということである。当然のことだが従って、国民全体としての納税能力（所得税）は低くなる。(iii) 贈与税や高所得者に対する累進税制度の導入・監督も不可欠である。言うまでもなく、それは個人所得に対する厳格な把握（徴税能力）を前提にしたものであり、当面把握し切れていないのが現状である——その面での「国家能力」が試される課題である。

## (2) 「一次分配」における課題

「一次分配」に関して、二点指摘しておこう。

(ア) 一つは、体制的格差問題の存在である。市場経済体制の改革が停滞する中で、社会的な焦燥感が増しているのが現状である。一般的に言えば、「機会の平等」の方が「結果の平等」よりも重要である。すなわち、人々の豊かさとは、個人の能力と努力によるものなのか、それとも先の世代からの贈与か、更には、権力との癒着の結果なのかが問われるだろう。

中国の場合には、独占的な国有企業が社会から「特殊利益団体」と見なされ、不公平の象徴ともなっている。同時に、政府の投資主体としての役割が行き過ぎており、資源の有効な配分を損なう結果を招いている。見た目の「繁栄」（GDP）の背後に、地方政府の債務の急速な拡大並びに幾多の業種の生産能力過剰問題が繰り返されてきている。

もう一つは、構造的格差問題の存在である。全体的な傾向として、労働者の低賃金・低福祉の反対側に、「資産所得の優位性」が突出している。資産所得の優位性は賃金所得の分け前を抑制し、国民所得の貧弱性並びに格差拡大につながった。同時に、「正規雇用者」と「非正規雇用者すなわち農民工」の間に、「労働市場の二重構造」及び「賃金の二重構造」の深い溝が存在し、都市農村間格差拡大の要因ともなっている。

概括して言えば、「成長の共有」を目指して、マクロの面での市場経済体制の健全化（一次分配）と再分配制度の健全化（二次分配）、ミクロの面での個人的権利の尊重と救済措置の完備（とりわけ私有財産権の保護）が、制度改革の重要な役割であることが強調されるべきである。

## おわりに

体制移行とは、ある状態から別の状態に変化するプロセスであり、各種要件の様々な影響によって一時的な「均衡点」が成り立つ——巨大な国の「体制移行」（漸進的な制度変遷）は、そうした一連の「一時的均衡点」の連続移動と見ることが出来る。

体制移行の原動力は、人間や組織を問わずに存在する「生存と発展の本能」であり、その到達点は「成長の共有」を内包する内発的モデルの構築でなければならない。なぜならば、それによってのはじめて、システムの安定が保持出来るからである。無論、経路依存の関係によって、均衡点の連続移動が円滑な右肩上がりの軌跡を描くとは限らない。乱高下が存在しフィードバックが起こることは十分にあり得る。

漸進主義的改革路線を採った中国モデルは、一定の成功を取めたと言えるが、それも「一時的均衡点」の中の一つに過ぎない。中国モデルには、「高成長・低共有」という顕著な弊害が認められる。「成長の共有」に向かって、新たな挑戦が横たわっていると一言なくてはならない。

(\*) 本稿に関する研究を行うにあたって、(順不同に)「中国国家社会科学基金」(課題番号：11BZZ043)、「上海哲学社会科学企画プロジェクト」(課題番号：2007BJL002)、復旦大学陳樹渠比較政治発展研究センター(2014年度)および科学研究費補助金(課題番号：23530351)の助成をいただいた。上記諸事業に対して、この場をお借りして、厚くお礼を申し上げたい。

陳 雲：復旦大学国際関係与公共事務学院教授

森田 憲：広島大学名誉教授

## 参考文献

### 日本語文献

陳雲・森田憲(2005)、「中国の体制移行における開発モデルの変遷と所得格差：中欧の体制移行経路との比較分析」、『広島大学経済論叢』、第29巻第2号、1-39頁。

陳雲(2008a)、「中国における国有企業の改革：行政、金融、社会保障システムとの連動」、五石敬路編、『東アジアの公営企業改革』、東京：国際書院。

陳雲(2008b)、「中国における政府主導型環境ガバナンスの現状と課題」、山本裕美・植田和弘・森晶寿編、『中国の環境政策』、京都：京都大学学出版会、331-362頁。

陳雲・森田憲(2009a)、「中国開発モデルの政治学：「成長の共有」の示唆」、『広島大学経済論叢』、第32巻第3号、39-91頁。

陳雲・森田憲(2009b)、「中国開発モデルの経済学：「現実追従型」制度変遷のメカニズム」、『広島大学経済論叢』、第32巻第3号、1-38頁。

陳雲・森田憲(2009c)、「もの作りの上海、ごみ作りの浙江：循環経済における「上海モデル」と「浙江モデル」」、『広島大学経済論叢』、第33巻第1号、49-92頁。

- 陳雲 (2010)、「中国農村における構造的貧困の政治経済学：名村モデルの事例研究及び示唆」、五石敬路編、『東アジアの都市貧困問題研究』、東京：国際書院、99-154頁。
- 陳雲・森田憲 (2010a)、『中国の体制移行と発展の政治経済学』、東京：多賀出版。
- 陳雲・森田憲 (2010b)、「中国の環境ガバナンスにおける住民運動の類型化と示唆：「環境クズネッツ曲線」の憲政的基礎」、『広島大学経済論叢』、第33巻第3号、25-49頁。
- 陳雲・森田憲 (2010c)、「長江デルタ地域における「経路依存」と「脱経路依存」のダイナミックス：「内的発展モデル」への挑戦」、『広島大学経済論叢』、第34巻第2号、1-29頁。
- 陳雲・森田憲 (2011a)、「山西省における「小炭鉱現象」の政治経済学：「内的発展モデル」の構築をめざして」、『広島大学経済論叢』、第34巻第3号、1-30頁。
- 陳雲・森田憲 (2011b)、「統合と安全保障の政治経済学：「東アジア共同体」および「沖縄構想」をめぐって」、『広島大学経済論叢』、第35巻第1号、1-25頁。
- 陳雲 (2012)、「中国山間部地域の発展課題と経験：内的発展モデルの義烏バージョン」、『龍谷政策学論集』、59-71頁。
- 陳雲・森田憲 (2012)、「中国の都市におけるゴミ戦争の政治経済学：ゴミ焼却（発電）場に関する住民運動をめぐって」、『広島大学経済論叢』、第36巻第1号、1-29頁。
- 陳雲 (2013)、「中国におけるゴミ焼却の（発電）場を巡る住民運動に関する考察：政治経済学の視点」、五石敬路編、『東アジアにおけるソフトエネルギーへの転換』、東京：国際書院。
- 陳雲・森田憲 (2013)、「中国における固形廃棄物貿易の光と影：循環および重層的生産と貿易圏の形成」、『広島大学経済論叢』、第37巻第1号、1-32頁。
- 陳雲・森田憲 (2014)、『中国モデルと格差——長江デルタの挑戦』、東京：多賀出版（近刊）。
- 呉軍華 (1995)、「格差変化の要因分析」（『中国の地域経済格差と地域経済開発に関する実証研究——中国の地域経済開発（2）』、総合研究開発機構）。
- 加藤弘之 (1997)、『中国の経済発展と市場化：改革・開放時代の検証』、名古屋：名古屋大学出版会。
- 河添恵子 (2010)、『中国人の世界乗っ取り計画』、東京：産経新聞出版。
- 河添恵子 (2011)、『豹変した中国人がアメリカをボロボロにした』、東京：産経新聞出版。
- 金観濤・劉青峰 (1987)、『中国社会の超安定システム』（若林正丈・村田雄二郎訳）、東京：研文出版。
- コルナイ、ヤーノシュ (1992)、『資本主義への大転換—市場経済へのハンガリーの道』（佐藤経明訳）、東京：日本経済新聞社。
- クズネッツ、サイモン (1968)、『近代経済成長の分析（上・下）』（塩野谷祐一訳）、東京：東洋経済新報社。
- 林毅夫・蔡昉・李周 (1997)、『中国の経済発展』（杜進訳）、東京：日本評論社。
- 松田康博 (2006)、『台湾における一党独裁体制の成立』、東京：慶応義塾大学出版会。
- 森田憲・陳雲 (2009)、『中国の経済改革と資本市場』、東京：多賀出版。
- 森田憲・陳雲 (2013a)、「「中国の台頭」の政治経済学：対外直接投資、重商主義および国際システム」、『広島大学経済論叢』、第36巻第3号、1-20頁。
- 森田憲・陳雲 (2013b)、「中国のバブル現象の経済分析：日本のバブルとの比較」、『広島大学経済論叢』、第37巻第2号、1-24頁。
- 森田憲・陳雲 (2014a)、「中国の国家資本主義とバブル現象」、『広島大学経済論叢』、第38巻第1

号、1-23頁。

森田憲・陳雲 (2014b)、「中国バブルの政治経済学—バブルと経路依存性—」、『修道商学』、第55巻第1号、53-75頁。

村上泰亮 (1992)、『反古典の政治経済学』、東京：中央公論社。

ミュルダール、グンナー (1959)、『経済理論と低開発地域』(小原敬土訳)、東京：東洋経済新報社。

中兼和津次 (1979)、「中国：社会主義経済制度の構造と展開」、岩田昌征編、『講座経済体制第4巻・現代社会主義』、東京：東洋経済新報社。

中兼和津次 (1996)、「中国の地域格差とその構造：問題の整理と今後の展開に向けて」、『アジア経済』、第37巻第2号、2-34頁。

中兼和津次 (1999)、『中国経済発展論』、東京：有斐閣。

日中経済協会 (2013)、『中国経済データハンドブック』、東京：日中経済協会。

王元 (2011)、「現代中国権力中枢の世代変遷——家族主義の原理からみる中共中央政治局常務委員会」、王元編著、『マクロ中国政治』、東京：白帝社、78-123頁。

小川和男・渡辺博史 (1995)、『変わりゆくロシア・東欧経済』、東京：中央経済社。

末廣昭 (1998)、「発展途上国の開発主義」、東京：東京大学社会科学研究所。

橋本俊詔 (1998)、『日本の経済格差—所得と資産から考える—』、東京：岩波新書。

高原明生 (2014)、「中台関係安定期における中日関係の展開」、『東洋文化』(3月)、181-204頁。

津上俊哉 (2003)、『中国台頭：日本は何をなすべきか』、東京：日本経済新聞社。

津上俊哉 (2013)、『中国台頭の終焉』、東京：日本経済新聞出版社。

渡辺利夫 (1995)、「中国の市場経済化は何を帰結したか——地域間経済力分配構造の変化に関する一考察」、『国際問題』No. 427, 19-39頁。

余英時 (1991)、『中国近世の宗教倫理と商人精神』(森紀子訳)、東京：平凡社。

## 中国語文献

薄慶玖 (2001)、『地方政府与自治』、台北：五南圖書出版公司。

陳曉蓓 (2003)、「同在藍天下、共沐陽光雨露——中国九城市流動兒童狀況調查」、『中国教育報』12月18日。

陳雲 (2005a)、「東南亞模式与東亞模式的比較：成長的共享的啓示」、袁志剛・顧雲深・陳皓 (編)『走向國際化的金融創新与管理變革』、上海：復旦大学出版社、3-22頁。

陳雲 (2005b)、「東亞開發体制的政治經濟学分析：權威主義開發体制的若干潜規則」、上海政治学会 (編)、『和諧社会与政治發展』、上海：上海人民出版社、362-404頁。

杜贊奇 (2003)、『文化、権力与国家：1900-1942年の華北農村』(王福明訳)、南京：江蘇人民出版社。

克里斯托弗・希尔 (2007)、『变化中的对外政策政治』(唐小松・陳寒溪訳)、上海：上海人民出版社。

李輝 (2011)、『腐敗、政績与政企關係——虛假繁榮是如何被製造和破滅的』、上海：復旦大学出版社。

李奕 (2003)、「九十年代末中国城市貧困的增加及其原因」、香港中文大学中国研究服務中心、<http://www.usc.cuhk.edu.hk/PaperCollection/Details.aspx?id=2329>

李桂芳 (2011)、『中央企業对外直接投資報告2011』、北京：中国経済出版社。

- 樊綱 (1993)、『漸進之路——对經濟改革的經濟学分析』、北京：中国社会科学出版社。
- 高鈴芬 (2009)、『浙江省城鄉收入差距及其应对策略』、北京：科学出版社。
- 葛劍雄 (1994)、『統一与分裂——中国歷史的啓示』、北京：生活·讀書·新知三聯書店。
- 劉能 (2011)、「当代中国的群体性事件——形象地位變遷和分類框架再構」、『江蘇行政学院学报』第2期、53-59頁。
- 毛沢東 (1991/1939)、「論人民民主專政」、『毛沢東選集』第4卷、北京：人民出版社。
- 牛銘実 (2005)、『中国歷代鄉約』、北京：中国社会出版社。
- 馬若孟 (1999)、『中国農民經濟』(史建雲訳)、南京：江蘇人民出版社。
- 任軍鋒 (2011)、『民德与民治』、上海：上海人民出版社。
- 世界銀行 (2001)、『世界發展報告：与貧困作鬭争』、北京：中国財政經濟出版社。
- 舒而茨 (1990)、『論人力資本投資』(吳珠華等訳)、北京：北京經濟学院出版社。
- 陶涵 (2009)、『蔣経国伝』(林添貴訳)、台北：時報文化出版企業股份。
- 托克维尔 (1992/1856)、『旧制度与大革命』(馮棠訳)、北京：商務印書館。
- 王少平·歐陽志剛 (2007)、「我国城鄉收入差距的變動与収斂」、『經濟研究』第10期、44-54頁。
- 吳曉明·吳棟 (2007)、「我国城鎮居民平均消費傾向与收入分配狀況關係的实证研究」、『数量經濟技術研究』第5期、22-32頁。
- 魏光奇 (2004)、『官治与自治——20世紀上半期的中国県制』、北京：商務印書館。
- 楊小凱 (2001)、「好的資本主義与壞的資本主義」、『楊小凱文集』、<http://www.gongfa.com/yangxiaokaiwenji.dwt>
- 鄭永年 (2010)、『中国模式：經驗和困局』、杭州、浙江人民出版社。
- 中国工業与信息化部 (2012)、『2012年中国工業運營上半期報告』(9月5日)。

## 英語文献

- Aghion P, E. Caroli and C. Garcia-Penalosa (1999), "Inequality and Economic Growth: The Perspective of the New Growth Theories", *Journal of Economic Literature*, Vol. 37, No. 4, pp. 1615-1660
- Arora, V. and A. Vamvakidis (2010), "Gauging China's Influence", *Finance and Development* (December), pp. 11-13.
- Aslund, A. (1994), "Lessons of the First Four Years of Systemic Change in Eastern Europe", *Journal of Comparative Economics*, Vol. 19, pp. 22~38.
- Barber, B. (1983), *The logic and limits of trust*, New Brunswick, N. J.: Rutgers University Press.
- Berliner, J. S. (1994), "Perestroika and the Chinese Model", in Robert Campbell (ed), *The Postcommunist Economic Transformation*, Boulder: Westview Press.
- Chang, H-J, and P. Nolan (1995). "Europe versus Asia: Contrasting Paths to the Reform of Centrally Planned Systems of Political Economy", in Chang, H-J and P. Nolan (eds), *The Transformation of the Communist Economies*, London: St. Martin, pp. 3-45.
- Chen, Yun (2009), *Transition and Development in China: Towards Shared Growth*, Farnham: Ashgate Publishing.
- Chen, Yun (2012), "Classification and Analyses of Residents' Campaigns in Environmental Governance in China: Constitutional Foundation for the 'Environmental Kuznets Curve'", Miri, A.(ed), *Democratization and Environmental Governance (DDEG)*, Chapter 7, Kyoto: Kyoto University Press, pp133-160.

- Chen, Yun and K. Morita (2013), "Towards an East Asian Economic Community", in Rosefields, S., M. Kuboniwa and S. Mizobata (eds), *Prevention and Crisis Management*, New Jersey: World Scientific Publishing, pp. 223-234.
- Chu, Wan-wen (2011a), "Entrepreneurship and bureaucratic control: The case of the Chinese automotive industry", *China Economic Journal*, 4 (1), pp. 65-80.
- Chu, Wan-wen (2011b), "How the Chinese Government Promoted a Global Automobile Industry", *Industrial and Corporate Change*, 20 (5), pp. 1235-1276.
- CIA (2014), *Country Comparison to the World*, <https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/fields/2172.html>
- Eisenstadt, S. N. and L. Roniger (1984), *Patrons, Clients and Friends*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Fukuyama F. (1995), *Trust: The Social Virtues and the Creation of Prosperity*, New York: Free Press Paperbacks.
- Galor, O. and O. Moav (2004), "From Physical to Human Capital Accumulation: Inequality in the Process of Development", *Review of Economic Studies*, Vol. 71. No. 4, pp. 1001-1026
- Geertz, C. (1963), *Agricultural Involution: The Process of Ecological Change in Indonesia*, Berkeley, CA: University of California Press
- Goldenweiser, A. (1936), "Loose Ends of Theory on the Individual Pattern and Involution in Primitive Society", in Lowie, R. (ed), *Esseys in Anthropology Presented to A. L. Kroeber*, Berkeley, CA: University of California Press, pp. 99-104.
- Heilmann, S. (2008), "Policy Experimentation in China's Economic Rise", *Studies in Comparative International Development*, 43 (1), pp. 1-26.
- Heilmann, S. (2009), "Maximum Tinkering under Uncertainty: Unorthodox Lessons from China", *Modern China*, 35 (4)(July), pp. 445-462.
- Hovland, C. I., I. L. Janis and H. H. Kelly (1953), *Communication and persuasion*. New Haven: Yale University Press.
- Huang, Y. S.(2008), *Capitalism with Chinese Characteristics: Entrepreneurship and the State*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Jacques, M.(2009), *When China Rules the World: the End of the Western World and the Birth of a New Global Order*, New York: Penguin (松下幸子訳 (2014)、『中国が世界をリードするとき』(上)(下)、東京、NTT出版).
- Johnston, M. (1998), "What Can Be Done about Entrenched Corruption?", in Boris Pleskovic (ed) *Annual World Bank Conference on Development Economics*, Washington DC: The World Bank
- Knack, S. and P. Keefer (1997), "Does Social Capital have an Economic Payoff?". *The Quarterly Journal of Economics*. 112 (4), pp. 1251-1288.
- Kornai, J. (1992), *The Socialist System: The Political Economy of Communism*, Gloucestershire: Clarendon Press.
- Kynge, J. (2006), *China Shakes the World*, Oxford: Felicity Bryan Associates (栗原百代訳 (2006)、『中国が世界をメチャクチャにする』、東京、草思社).
- Lin, J. Y. (1995), "The Needham Puzzle: Why the Industrial Revolution Did Not Originate in China",

- Economic Development and Cultural Change*, Vol. 43, No. 2, pp. 269-292.
- Liu, Xiaobo (2000), *Cadres and Corruption: The Organizational Involution of Chinese Communist Party*, Palo Alto, CA: Stanford University Press.
- Luhmann, N. (1979), *Trust and Power*, Chichester: Wiley.
- Mathews, J. A.(2006), “Dragon multinationals: New players in 21st century globalization”, *Asia Pacific Journal of Management*, Vol. 23, Issue 1, pp. 5-27.
- McKenzie, R.(ed)(1984), *Constitutional Economics*, MA: Lexington.
- McKinnon, R. and S. Gunther (2011), “China and Its Dollar Exchange Rate: A Worldwide Stabilizing Influence?”, Working Paper, Stanford, CA.
- Mearsheimer, J. J. (2001), *The Tragedy of Great Power Politics*, New York: W. W. Norton & Company (奥山真司訳 (2007)、『大国政治の悲劇』、東京、五月書房)。
- Mearsheimer, J. J. (2006), “China's Unpeaceful Rise”, *Current History*, Vol. 105, Issue 690, P. 160.
- Mearsheimer, J. J. (2010), “The Gathering Storm: China's Challenge to US Power in Asia”, *The Chinese Journal of International Politics*, Vol. 3, PP. 381-396.
- Morita, K. and Yun Chen (2010), *Transition, Regional Development and Globalization: China and Central Europe*, New Jersey: World Scientific Publishing.
- Morita, K. (2011), “EU Enlargement and Inward FDI in Central Europe: An Evolutionary Game Approach”, in Marinov, M. and S. Marinova (eds), *The Changing Nature of Doing Business in Transition Economies*, Hampshire: Palgrave Macmillan, pp. 30-46.
- Murrell, Peter (1992), “Evolutionary and Radical Approaches to Economic Reform”, *Economic of Planning*, Vol. 25, pp. 79~95.
- Myint, Hla (1971), *Economic Theory and the Underdeveloped Countries*, Oxford: Oxford University Press.
- Myrdal, G. (1972), *Asian Drama: An Inquiry into the Poverty of Nations* (abridged edition), New York: Vintage Books (板垣与一監訳 (1974)、『アジアのドラマ』、東京、東洋経済新報社)。
- Narayan, D., and L. Pritchett, (1996). “Cents and Sociability: Household Income and Social Capital in Rural Tanzania.” *Policy Research Working Paper 1796*, Washington DC: The World Bank.
- Naughton, B.(2008), "A Political Economy of China's Economic Transition", in L. Brandt and T. Rawski, (eds), *China's Great Economic Transformation*, Cambridge: Cambridge University Press, pp. 91-135.
- Naughton, B. and D. L. Yang (eds)(2004), *Holding China Together: Diversity and National Integration in the Post-Deng Era*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Needham, J. (1954), *Science and Civilisation in China, Vol 1-15*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Needham, J. and L. Wang (1954), *Science and Civilisation in China*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Nolan, P.(2001), *China and the Global Economy: National Champions, Industrial Policy, and the Big Business Revolution*, NY: Palgrave.
- North, D. C. (1976), *The Rise of the Western World: A New Economic History*, Cambridge: Cambridge University Press.
- North, D. C. and B. Weingast (1989), “Constitutions and Commitment:The Evolution of Institutions Governing Public Choice in Seventeenth-Century England”, *Journal of Economic History*, XLIX.
- Nossel, S.(2004), ”Smart Power”, *Foreign Affairs*, March-April, Vol. 83, Issue 2, pp. 131-142.

- Nye, J. S.(2011), *The Future of Power*, New York: Perseus Books Group (山岡洋一・藤島京子訳 (2011)、『スマート・パワー』、東京、日本経済新聞社)
- Olson, M. (1965), *The Logic of Collective Action: Public Goods and the Theory of Groups*, Cambridge: Harvard University Press.
- Ostrom, E. (1990), *Governing the Commons: The Evolution of Institutions for Collective Action*. New York: Cambridge University Press.
- Pei, M.(2006), *China's Trapped Transition: The Limits of Developmental Autocracy*. Cambridge: Harvard University Press.
- Putnam, R. (1993). *Making Democracy Work: Civic Traditions in Modern Italy*. Princeton, New Jersey: Princeton University Press.
- Quer, D., E. Claver and L. Rienda (2012a), “Chinese Multinationals and Entry Mode Choice: Institutional, Transaction and Firm-Specific Factors”, *Frontiers of Business Research in China*, Vol. 6, Issue 1, pp. 1-24.
- Quer, D., E. Claver and L. Rienda (2012b), “Political risk, cultural distance, and outward foreign direct investment: Empirical evidence from large Chinese firms”, *Asia Pacific Journal of Management*, Vol. 29, Issue 4, pp. 1089-1104.
- Ramo, J. C.(2004), “The Beijing Consensus”, Foreign Policy Centre (May).
- Sachs, J., W. T. Woo, S. Fischer and G.Hughes (1994), “Structural Factors in the Economic Reforms of China, Eastern Europe, and the Former Soviet Union”, *Economic Policy*, Vol. 9, No. 18 (April), pp. 101-145.
- Smith, A.(2000/1776), *An inquiry into the nature and causes of the wealth of nations*, Modern Library; New edition
- Tocqueville, Alexis-Charles-Henri Clerel de (2001/1840), *Democracy in America*, Chicago: University of Chicago Press
- Wang, Shaoguang, (2009), "Adapting by Learning: The Evolution of China's Rural Health Care Financing", *Modern China*, 35 (4)(July), pp. 370-404.
- Weber, M.(2001), *The Protestant Ethic and the Spirit of Capitalism*, Scanned, tagged, copy-edited and published by the University of Virginia American Studies Program.
- Winiiecki, J. (1993), “Cost of Transition that are not Costs: on Non-Welfare Reducing Output Fall” in Baldassarri, M. and R. Mundell (eds), *Building a New Europe Vol. 2: Eastern Europe's Transition to a Market Economy*, London: St. Martin.